

国立市

しょうがいしゃ計画

しょうがいのある人があたりまえに暮らすまちにするための、
市民誰もがあたりまえに暮らすまち・国立市の実現に向けて

平成30年（2018年）2月

国立市

はじめに

この度、国立市における、平成29年度（2017年度）から平成35年度（2023年度）までのしょうがい福祉施策推進のための理念、方向性を定めた「国立市しょうがいしゃ計画」を策定いたしました。

平成26年（2014年）、障害者の差別解消と尊厳、権利を保障する国連障害者権利条約が批准されました。当市では翌27年（2015年）には、多くのしょうがい当事者のお力添えをいただき、「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」を作り上げ、平成28年（2016年）、障害者差別解消法とともに施行の運びとなりました。これは、しょうがいのある人やその支援者が長きにわたって取り組んできた、不当な差別的取扱いの禁止、社会的障壁を取り除く合理的配慮の提供について、法として、条例として定めたものです。

こうした動向もあって、しょうがいのある人への理解は深まりつつあると実感するところですが、一方で、なおまだ取り組むべき課題が山積しているという現実があります。

国立市では、遡りますと平成6年（1994年）に「国立市地域保健福祉計画」を策定し、しょうがい福祉施策に関する計画的な展開に取り組みを開始いたしました。その後、同計画の第二次、第三次を経て、平成25年（2013年）には「国立市しょうがい者計画」を初めて個別計画として策定いたしました。今回策定する「国立市しょうがいしゃ計画」は、これまでの施策の評価を踏まえ、今後の施策展開における理念、方向性について定めたものとなります。今後は関係機関等と連携を図り、協力しながら、この計画の着実な推進に取り組んでまいります。

基本理念は「しょうがいのある人があたりまえに暮らすまちにするための、市民誰もがあたりまえに暮らすまち・国立市の実現」といたしました。これは、条例施行前、平成17年（2005年）に公布した「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」からの取り組みを受け継ぎ、より一層の効果的な施策を展開し、真に誰もがあたりまえに暮らすことのできるまち・国立市の実現を目指すというものです。

計画の策定にあたっては、評価に取り組んでいただいた国立市地域保健福祉施策推進協議会委員のみなさま、策定にご尽力いただいた国立市しょうがいしゃ計画策定委員会委員のみなさま、実態調査やパブリックコメント、市民意見交換会へのご参加等を通じてご意見、ご提案をいただいた皆様に心より厚くお礼申し上げます。

平成30年（2018年）2月

国立市長 永見 理夫



国立市しょうがいしゃ計画の構成内容

| | |
|--|----|
| 1. 「国立市しょうがいしゃ計画」の基本理念と概要 | 1 |
| 2. 「国立市しょうがいしゃ計画」の位置づけ | 4 |
| 3. 「国立市しょうがいしゃ計画」策定の背景と趣旨 | 10 |
| 4. 「国立市しょうがいしゃ計画」の対象期間 | 13 |
| 5. 計画策定の視点 | 15 |
| 6. 国立市におけるしょうがいのある人に関する統計データ等 | 17 |
| 7. 「国立市しょうがいしゃ計画」等策定に係る実態調査の概要 | 28 |
| 8. 施策目標 | 32 |
| 9. 施策目標ごとの取り組み・基本施策 | 35 |
| 10. 計画の推進体制 | 56 |
| 11. 【資料】しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言 | 62 |
| 12. 【資料】国立市誰もがあたりまえ暮らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例 | 63 |
| 13. 【資料】国立市しょうがいしゃ計画策定委員会条例 | 72 |
| 14. 【資料】国立市しょうがいしゃ計画策定委員会委員名簿 | 74 |
| 15. 【資料】国立市しょうがいしゃ計画策定委員会検討経過 | 75 |
| 16. 【資料】用語の解説（一部） | 76 |

※ しょうがいの表記については、法・制度に規定されている場合は「障害」とし、それ以外はひらがなとします。
※ 年の表記については、元号で表記し（かっこ）内に西暦年を記載しました。改元後は新元号に読み替えます。

1. 「国立市しょうがいしゃ計画」の基本理念と概要

【基本理念】

しょうがいのある人があたりまえに暮らすまちにするための、 市民誰もがあたりまえに暮らすまち・国立市の実現

基本理念とは、計画のもとになる“一番大切にすること”です。

国立市では、平成 17 年（2005 年）に「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」（詳しくは資料参照。以下「あたりまえ宣言」といいます。）を行い、平成 28 年（2016 年）には「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」（詳しくは資料参照。以下「あたりまえ条例」といいます。）を施行しました。

平成 29 年（2017 年）2 月、市は、国立市しょうがいしゃ計画策定委員会（以下「策定委員会」といいます。）を設置し、新たなしょうがいしゃ計画づくりを諮問しました。

策定委員会では、この「あたりまえ宣言」から「あたりまえ条例」施行までの 10 年余の取り組みを、これからの国立市におけるしょうがい福祉の進むべき方向を指し示すものと捉え、条例の前文を読み解き、上記のとおり「国立市しょうがいしゃ計画」の基本理念を定めることとしました。

これは、「あたりまえ条例」づくりの過程でも尊重された「私たちのことを私たち抜きに決めないで（Nothing About Us, Without Us）」という考えのもとで当事者参画を得て、しょうがいのある人があたりまえに暮らすまちにするため、市民誰もがあたりまえに暮らすソーシャルインクルージョン・共生社会の実現を目指すというものです。

「国立市しょうがいしゃ計画」の概要

基本理念 (一番大切にすること)

しょうがいのある人が
あたりまえに暮らすまちにするための、
市民誰もがあたりまえに暮らすまち・
国立市の実現

施策目標 A 住まう／憩う

しょうがいのある人があたりま
えに暮らすまち・国立市を目指しま
す。

施策目標 B 学ぶ／働く

しょうがいのある人が自ら選ぶ場
所でみんないっしょに学び、働く
ことのできるまち・国立市を目指
します。

施策目標 C 集う／遊ぶ

地域の中でしょうがいのある人が
あたりまえに出会い、関わり、育
ちあい、誰もが共に生きていける
まち・国立市を目指します。

施策目標 D 知る／伝える

誰もが互いに思いや考えを伝えあ
い、わかり合うことのできるまち・
国立市を目指します。

施策目標 E 支える／進める

福祉のまちづくりを進め、ソーシャ
ルインクルージョン・みんないっし
よのまち・国立市を目指します。

【住まう／憩う】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- A① 相談しやすいまちをつくとともに、福祉サービスを充実させます。
- A② しょうがいのある子どもが地域で育ち、住み続けるための福祉サービスを充実させます。
- A③ 住まいの確保を支えるとともに、地域で暮らしていくための支援を充実させます。
- A④ 保健、医療に関する充実を支えます。
- A⑤ 防犯に関する支援を充実させます。
- A⑥ しょうがいのある人が困らないよう、しょうがいのある人とともに防災対策を進めます。

【学ぶ／働く】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- B① インクルーシブ教育システムを進めます。
- B② しょうがいのある人の経済的な自立を支えます。
- B③ しょうがいのある人の雇用を促進させます。
- B④ しょうがいの特性に応じた就労を支えます。
- B⑤ しょうがいのある人の福祉的就労を支えます。

【集う／遊ぶ】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- C① しょうがいのある人が移動しやすくなるよう、バリアフリーのまちづくりを進めます。
- C② レクリエーション活動、文化活動を充実させます。
- C③ スポーツに親しむ環境整備を支えます。

【知る／伝える】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- D① ^{だれ}誰もが情報サービスを受け取りやすく、また発信しやすいよう環境づくりを支えます。
- D② どのようなしょうがいがあっても、意思が伝えられるよう支援を充実させます。
- D③ どのようなしょうがいがあっても、自らの意思を決定できるよう支援を充実させます。

【支える／進める】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- E① しょうがいのある人の権利を守り、虐待を防ぎます。
- E② しょうがいを理由とする差別をなくします。
- E③ 合理的配慮の徹底を進めます。
- E④ しょうがいのある人が暮らしやすくなるよう、バリアフリーのまちづくりを進めます。
- E⑤ しょうがいのある人を支える人材を確保し、育てていきます。
- E⑥ ネットワークづくりを進めます。
- E⑦ 新たな取り組みについて調査や研究を進めます。

2. 「国立市しょうがいしゃ計画」の位置づけ

(1) 『障害者（基本）計画』について

障害者計画は、障害者基本法を根拠に策定する計画です。主に、しょうがい福祉施策推進のための理念、方向性を定めるものです。国では内閣府が障害者基本計画を定めており、都道府県はこれを受けてそれぞれ都道府県障害者計画を策定しています。また、市町村においてはこれらを基本として、市町村ごとのしょうがいしゃの状況等を踏まえ障害者計画を定めることとされています。

【根拠】（下線は事務局）

障害者基本法

「(障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

- 9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。」

国立市では、この委員会が市長の諮問を受けて、国立市の市町村障害者計画にあたる「国立市しょうがいしゃ計画」の具体的な策定作業に取り組んでいます。

(2) 国、都、国立市における『障害者（基本）計画』

国立市では、「国立市しょうがい者保健福祉計画」を経て、平成 23（2011）年度から始まった「国立市しょうがい者計画」が平成 28（2016）年度をもって計画期間が終了しました。

また、この「国立市しょうがい者計画」の基本となる国の新基本計画、東京都の障害者計画は平成 29（2017）年度をもってそれぞれの計画期間が終了します。そのため、国や東京都においても新たな計画の策定作業が進められているところです。

| 策定主体 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|------------|----------|-------|----------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|
| 国 (内閣府) | 旧基本計画 | | | | 新基本計画 | | | | | |
| 東京都 | 障害者計画 | | | 改定障害者計画 | | | 改定障害者計画 | | | |
| 国立市 | 地域保健福祉計画 | | しょうがい者計画 | | | | | | | |

※国の障害者基本計画は、平成 5（1993）年策定の「障害者対策に関する新長期計画」が第 1 次として位置付けられ、続いて、平成 14（2002）年には障害者基本法に基づく障害者基本計画（旧基本計画）が策定され、計画対象期間は平成 15（2003）～24（2012）年度とされました。現行では新基本計画とされ、平成 25（2013）～29（2017）年度が計画対象期間となっています。

※東京都では、「国際障害者年東京都行動計画」（昭和 56〔1981〕年度～平成 2〔1990〕年度）、「ノーマライゼーション推進東京プランー東京都障害者福祉行動計画」（平成 3〔1991〕年度～平成 12〔2000〕年度）、「ノーマライゼーション推進東京プランー東京都障害者計画」（平成 9〔1997〕年度～平成 17〔2005〕年度）と策定してきており、平成 18（2006）年度には新たな障害者計画を策定し、計画対象期間は平成 19（2007）～23（2011）年度としています。平成 24（2012）年度以降は、東京都障害福祉計画と一体として策定されています。

※国立市では、国立市地域保健福祉計画として一体的に策定してきており、いわゆる第 1 期が平成 5（1993）～11（1999）年度、第 2 期が平成 12（2000）～17（2005）年度、第 3 期が平成 18（2006）～22（2010）年度としています。第 4 期については同計画の一環の個別計画として策定しています。

(3) 現行（直近）の『障害者（基本）計画』の基本理念

「国立市しょうがいしゃ計画」は、前記のとおり国、東京都の計画を基本に策定されます。平成 28（2016）年度時点での現行（直近）のそれぞれの計画では、以下のとおり基本理念を定めています。

① 「障害者（基本）計画」（内閣府）

（前段より続いて）

『この基本計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとする。』

② 「東京都障害者基本計画」（東京都）

（前段より続いて）

『これら法の理念を踏まえ、本計画では、「自らの生活の在り方や人生設計について、障害者自身が選び、決め、行動するという『自己選択・自己決定』の権利を最大限に尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けられるよう配慮し、障害者が必要な支援を受けながら、障害者でない者と等しく、人間としての尊厳をもって地域で生活できる社会」を目指すべき社会とし、以下の基本理念を掲げ、障害者施策を計画的かつ総合的に推進していきます。

・基本理念Ⅰ

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

・基本理念Ⅱ

障害者がいきいきと働ける社会の実現

・基本理念Ⅲ

全ての都民が共に暮らす地域社会の実現』

③ 「国立市しょうがい者計画」（国立市）

（前段より続いて）

『今後は、身体しょうがい、知的しょうがい、精神しょうがい、発達しょうがい、高次脳機能しょうがい、その他の難病等を抱える人が地域で自立して生活していけるよう、相談、教育、就労、人材育成等の充実をはじめ、支援体制をさらに充実させていくことが重要と考えています。』

こうした状況を踏まえて、国立市ではこの計画を地域福祉計画の中に位置づけ、国の「障害者基本計画」、「新たな重点施策実施5か年計画」、東京都の「東京都障害者計画・東京都障害福祉計画」等との整合性を図りながら、地域におけるしょうがい者の自立生活の支援を推進していきます。』

（4）国立市における『障害者計画』と『障害福祉計画』・『障害児福祉計画』

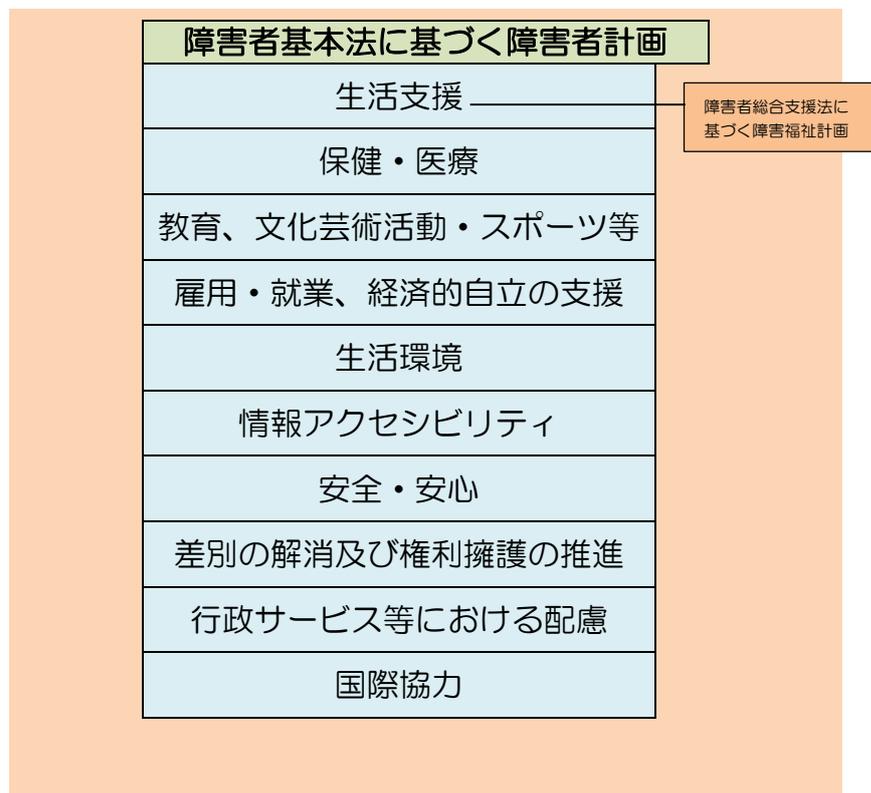
国立市では、国立市第三次地域保健福祉計画として、平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）までの期間、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画と一体的にしょうがいしゃ福祉計画を策定しました。続いて、平成23年度（2011年度）から平成28年度（2016年度）までを計画期間として、障害者基本法に定める『障害者計画』と障害者総合支援法に定める第3期『障害福祉計画』の2つの計画を一体的に策定しました。

今期は、平成28年度（2016年度）から平成29年度（2017年度）にかけて、市長からの諮問を受け、策定委員会が「国立市しょうがいしゃ計画」策定のために検討した内容を答申として受け、本計画を策定しました。さらに、平成29年度（2017年度）、国立市心身しょうがい者（児）自立支援協議会等より意見を聴取しながら「国立市しょうがい福祉計画」、児童福祉法の改正により新たに策定が義務付けられた「国立市しょうがい児福祉計画」を一体として策定しました。

| 計画種別 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | |
|---------|-----------------------------------|--------------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 障害者計画 | 地域保健福祉計画 | しょうがい者計画 | | | | | | | | | |
| 障害福祉計画 | 第2期障害福祉計画 | 第3期しょうがい福祉計画 | 第4期しょうがい福祉計画 | | | | | | | | |
| 障害児福祉計画 | (平成30～32年度(2018～2020年度)を第1期として策定) | | | | | | | | | | |

※内閣府が障害者白書で示した例示の中では、例②に該当。障害者計画と障害福祉計画の関係について、「障害者白書」掲載の図表を現行にあわせて修正(項目立ては国にならったもので例示)。

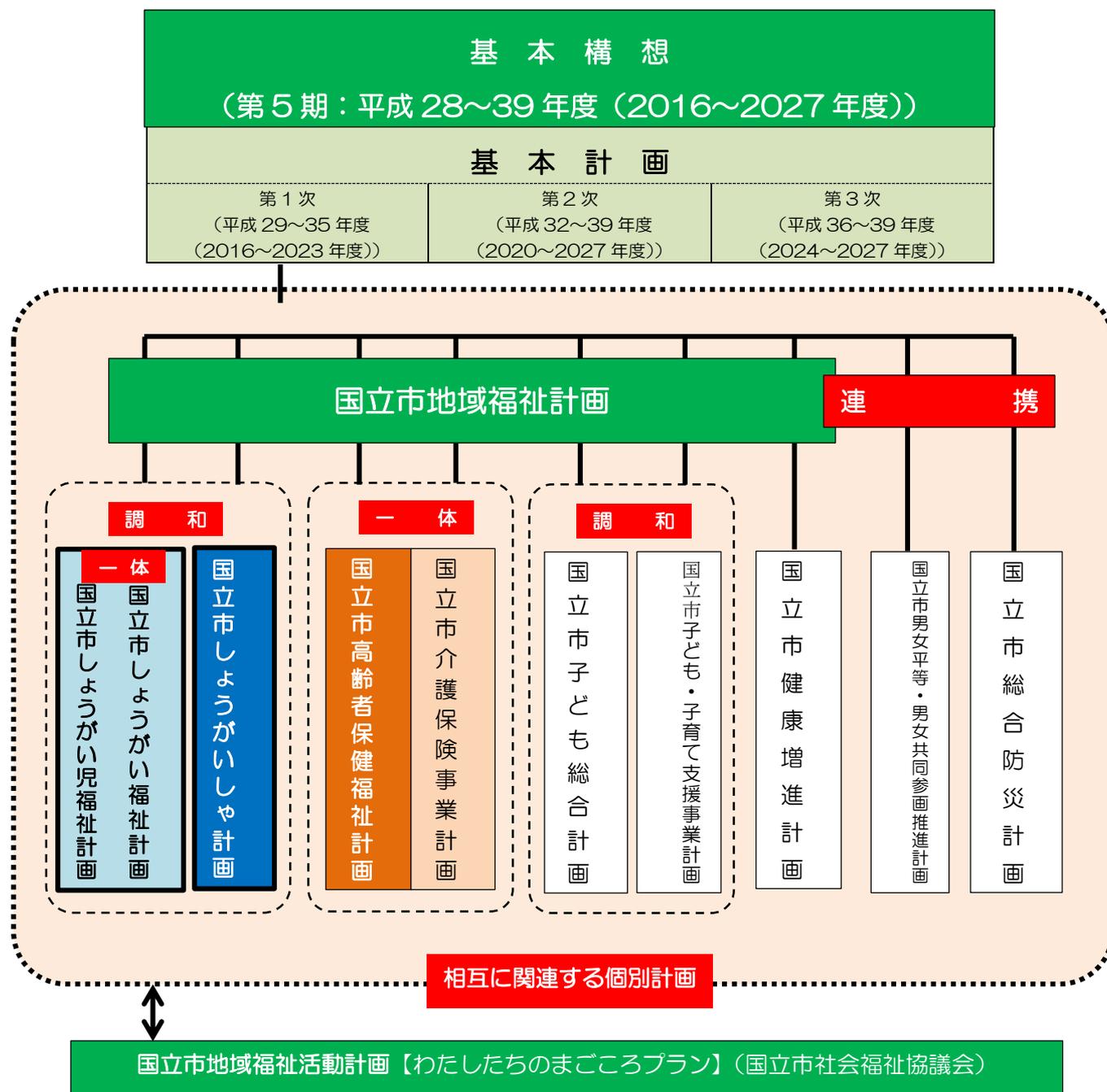
例② 障害者計画とは別途に障害者計画の生活支援に関する部分の実施計画と位置づけて障害福祉計画が策定される場合



(5) 国立市の基本構想と関連する計画

「国立市しょうがいしゃ計画」は、市の基本構想・基本計画を上位計画として、関連計画との整合性をもち、「国立市しょうがい福祉計画」・「国立市しょうがい児福祉計画」との調和を保ちながら策定される計画です。

市の基本構想・基本計画、関連計画とは以下のとおりとなります。



3. 「国立市しょうがいしゃ計画」策定の背景と趣旨

国立市では、平成 27（2015）年度から 28（2016）年度にかけて、国立市地域保健福祉施策推進協議会により「国立市しょうがい者福祉計画」の点検、評価を行いました。

この計画は、しょうがいのある人が地域の中で安心して、あたりまえに暮らすことができるよう、豊かな生活に向けての支援（目標 1）、自尊心をもって参加できる地域社会づくり（目標 2）、多様な働き方の選択の創造（目標 3）、自立生活を支える体制構築（目標 4）、お互いに尊重し、共に暮らす社会実現（目標 5）を施策目標に掲げて、さまざまなしょうがい福祉施策を推進してきました。

国立市地域保健福祉施策推進協議会では、5 つの施策目標ごとに、20 の課題について、施策への取り組み状況に関して事務局より報告、説明を受け、順次評価してきました。

結果として、次ページのとおりの評価となりました。

また、この計画期間の間、しょうがいのある人を取り巻く法律や制度は、大きく進展しました。

国においては、平成 24（2012）年 6 月に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正（平成 25 年 4 月 1 日施行）されました。これにより、難病を患う人等が新たに「障害者」の対象となり、難病等の人も障害福祉サービス等を受給できるようになりました。

権利擁護に係る分野では、平成 24（2012）年 10 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。続いて、平成 25（2013）年 6 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布（平成 28 年 4 月 1 日施行）されるとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び職場での合理的配慮の提供義務（平成 28 年 4 月 1 日施行）や精神障害者を法定雇用率の算定対象へ追加すること（平成 30 年 4 月 1 日施行）が規定されるなど、しょうがいのある人の社会参加の促進がより一層強く図られるようになってきています。

《国立市地域保健福祉施策推進協議会による評価一覧》

A ⇒ 充実させる（もっとがんばる） B ⇒ 継続させる（つづける） C ⇒ 見直し^{けんとう}検討（やめる）

| 目標 | 施策目標ごとの課題 | 評価 |
|-----|----------------------|----|
| 目標1 | 安心して地域で生活するために | |
| | (ア) 在宅サービスと外出支援 | A |
| | (イ) 住まいの場の確保 | A |
| | (ウ) 精神しょうがい者等への経済的支援 | B |
| | (エ) しょうがいの権利擁護 | B |
| | (オ) 災害発生時の対策 | A |
| | (カ) 防犯、孤立への対策 | B |
| 目標2 | 社会参加を促進するために | |
| | (ア) 日中活動の場の整備 | B |
| | (イ) コミュニケーション支援 | A |
| | (ウ) 多様な社会参加の方法 | A |
| 目標3 | 多様な働き方を実現するために | |
| | (ア) 一般就労 | A |
| | (イ) 雇用の場の開拓 | B |
| | (ウ) 福祉的就労 | B |
| | (エ) 就労支援機関とのネットワーク構築 | B |
| 目標4 | 地域で支える体制を構築するために | |
| | (ア) 相談支援体制 | A |
| | (イ) 関係機関等のネットワーク | B |
| | (ウ) 発達しょうがい児への支援 | A |
| | (エ) しょうがいを支える家族への支援 | B |
| | (オ) しょうがい者虐待への対応 | A |
| 目標5 | 地域で共に暮らす社会を実現するために | |
| | (ア) バリアフリーの促進 | A |
| | (イ) しょうがい者への理解・啓発の促進 | A |

さらに就労支援の分野では、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」の改正の際に、民間企業のしょうがいのある人の法定雇用率が平成 25 年（2013 年）4 月より 1.8%から 2.0%に引き上げられ、これと同時に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行されました。

国立市では、これらの動きに先駆けて、平成 27 年（2015 年）9 月に「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」を施行しました。これは、しょうがいのある人があたりまえに暮らすまちの実現に向けて、しょうがいのある人への合理的配慮の提供や差別的取り扱いの禁止を規定するとともに、しょうがいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とした条例です。

さらに国立市では、これからの時代に対応していくしょうがいしゃ施策を推進するための新たな計画を策定するため、平成 29 年（2017 年）2 月にしょうがい当事者、社会福祉法人、市民公募委員などで構成する策定委員会を設置することとしました。これにより、これまでの国立市地域保健福祉計画の一環とする位置づけから変更し、独立した計画づくりに取り組むこととしました。

この計画は、国立市の基本構想である「人間を大切にする」という基本理念を根幹に、「思いやりを持ち、それぞれの違いを認めあい支え合う市民」を「まちづくりの担い手」として、基本計画に掲げる基本施策「しょうがいのある方が地域の中で主体的に暮らしを続けることができるよう、各種サービスの提供を通じた総合的な支援を行い」、また「しょうがいのある人に対する誤解や偏見及び日々の暮らしや社会参加を妨げている障壁の解消等に努め、誰もがあたりまえに暮らすまちの実現を目指すため、策定するものです。

4. 「国立市しょうがいしゃ計画」の対象期間

「国立市しょうがいしゃ計画」の対象期間は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 7 年間とします。

これは、調和を保つ「国立市しょうがい福祉計画」・「国立市しょうがい児福祉計画」の計画期間について、今後は国の障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間とサイクルをともにする予定としているため、「国立市しょうがい福祉計画」の第 6 期（平成 33 年度（2021 年度）～平成 35 年度（2023 年度））、「国立市しょうがい児福祉計画」の第 2 期（平成 33 年度（2021 年度）～平成 35 年度（2023 年度））の終期とあわせた対象期間とするものです。

なお、関連する他の計画の対象期間は次のとおりです。

《しょうがしゅ計画・関連計画の計画対象期間》

| 計画 名称 | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 平成31年度 (2019年度) | 平成32年度 (2020年度) | 平成33年度 (2021年度) | 平成34年度 (2022年度) | 平成35年度 (2023年度) | 平成36年度 (2024年度) | 平成37年度 (2025年度) | 平成38年度 (2026年度) |
|----------------|----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| しょうがいしゃ計画 | 国立市しょうがいしゃ計画（今回策定する計画：7年間） | | | | | | | | | |
| しょうがい福祉計画 | 第4期 | 第5期 | | | 第6期 | | | | | |
| しょうがい児福祉計画 | — | 第1期 | | | 第2期 | | | | | |
| 基本構想 | 第5期（平成28～39年度：12年間） | | | | | | | | | |
| 基本計画 | 第1次（平成28～35年度：8年間） | | | | | | | | | |
| | | | | 第2次（平成32～39年度：8年間） | | | | | | |
| | | | | | | | | 第3次（平成36～39年度：4年間） | | |
| 地域福祉計画 | 第2次（平成28～34年度：6年間） | | | | | | | | | |
| 高齢者保健福祉計画 | | 介護保険事業計画と一体 | | | 介護保険事業計画と一体 | | | 介護保険事業計画と一体 | | |
| 介護保険事業計画 | | 第7期 | | | 第8期 | | | 第9期 | | |
| 子ども総合計画 | 第三次（平成28～35年度：8年間） | | | | | | | | | |
| 子ども・子育て支援事業計画 | （平成27～31年度：5年間） | | | | | | | | | |
| 健康増進計画 | 第二次（平成27～38年度：10年間） | | | | | | | | | |
| 男女平等男女共同参画推進計画 | 第5次（平成28～35年度：8年間） | | | | | | | | | |
| 総合防災計画 | （平成28～32年度：5年間） | | | | | | | | | |

5. 計画策定の視点

国立市しょうがいしゃ計画の策定にあたっては、前計画の際の3つの視点を絞り込み、以下のとおり整理しました。

(1) しょうがいのある人もない人も対象にした、市民全体で推進していく計画であるという視点

国立市しょうがいしゃ計画はともするとしょうがいのある人に対象を限定した計画と捉えられがちですが、市民全体が担い手となって推進していく計画です。理念の規定や施策の方向性を定めていく過程において、重要な視点となります。

(2) 合理的配慮の提供と不当な差別的取り扱いの禁止の普及を根底に据えた計画であるという視点

「あたりまえ条例」をはじめ、障害者差別解消法などの関連法において最も重要な視点となります。今期の計画の策定にあたっては、これの普及啓発につながる取り組みが重要であり、計画策定の過程においても視点のひとつとして取り入れていきます。

(3) しょうがいのある人個々が尊重されるとともに、支えあいのまちづくりを醸成するための計画であるという視点

しょうがいのある人を支援する視点として、個別性の尊重があるとともに、福祉のまちづくりを進めるためには地域社会が一丸となって取り組む気運づくりが重要な視点となります。

また、これまでの計画においても重要視してきた財政的な視点、国や東京都へ働きかけていくという視点も継続して留意すべきポイントであるといえます。

障害者総合支援法施行以後、しょうがいのある人の対象が拡大され、自ずと個別性が拡がるとともに、介護給付費の増加、公共施設の老朽化などの市の財政負担は、しょうがい福祉分野においても増大傾向にあります。計画の策定にあたっては財政的な視点も欠かすことは出来ません。

加えて、しょうがい福祉分野では、国の制度、都道府県の制度、市区町村の制度とあり、近年ではたびたび新法の施行や法の改正などが行われています。その中で、国立市単独では困難なしょうがい福祉課題への取り組みは国や東京都に働きかけ、実現を目指すといった視点も重要となります。

6. 国立市におけるしょうがいのある人に関する統計データ等

『障害者計画』は、市町村ごとのしょうがいのある人の状況等を踏まえて定めるところとされています。国立市におけるしょうがいのある人に関する統計データは次のとおりとなっています。

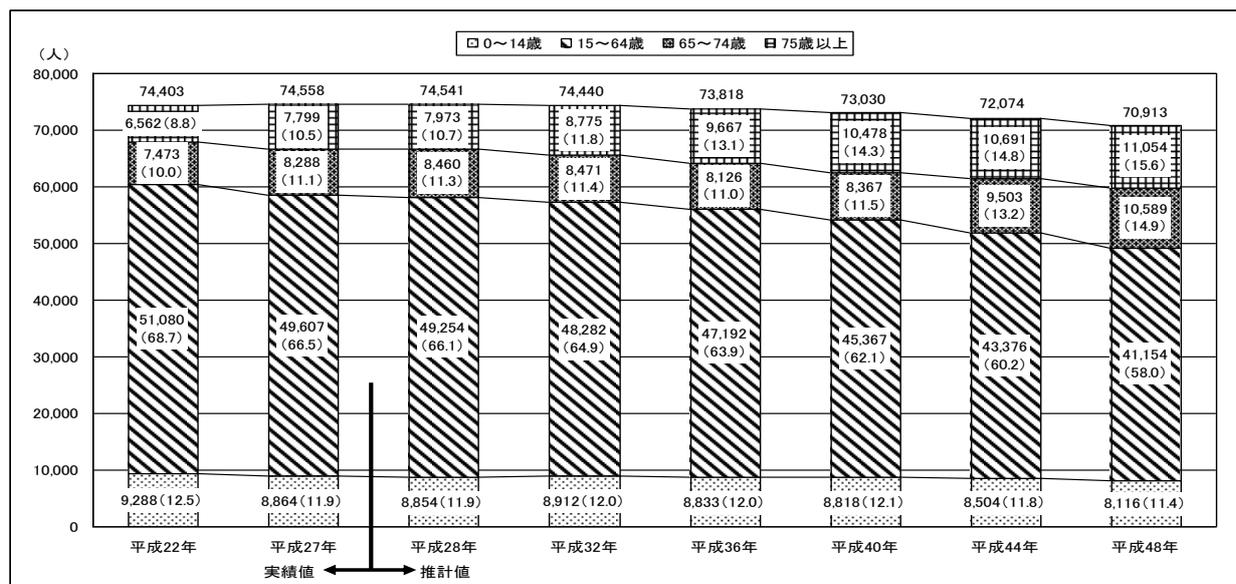
(1) 人口の現状と推計

国立市の人口は平成 27 年 1 月 1 日現在、74,558 人（外国人住民を含む）であり、5 年前と比較すると微増しています。日本全体でみると、すでに人口は減少に転じていて、国立市でも、今後人口は緩やかに減少すると見込んでいます。

また、国立市の 65 歳以上の人口（老年人口）は、平成 27 年 1 月 1 日現在、16,807 人で、高齢化率は、21.6%となっています。今後、平成 36 年度には 24.1%前後になることが見込まれます。

一方、15 歳未満の人口（年少人口）は、平成 27 年 1 月 1 日現在、8,864 人で、総人口に占める割合は、11.9%となっています。今後平成 40 年度までは 8,800 人前後を維持すると見込まれます。

国立市の将来人口推計



(資料：政策経営課)

なお、国立市の過去 10 年間の人口、世帯数の推移は以下のとおりです。（「統計くにたち」より）

| 年 度 | 平成18年度 (2006年度) | 平成19年度 (2007年度) | 平成20年度 (2008年度) | 平成21年度 (2009年度) | 平成22年度 (2010年度) | 平成23年度 (2011年度) | 平成24年度 (2012年度) | 平成25年度 (2013年度) | 平成26年度 (2014年度) | 平成27年度 (2015年度) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 人口 (単位：人) | 73,626 | 73,740 | 74,174 | 74,253 | 74,403 | 74,447 | 74,511 | 74,566 | 74,385 | 74,558 |
| 世帯数 (単位：世帯) | 33,243 | 33,626 | 34,087 | 34,229 | 34,431 | 34,479 | 34,579 | 35,418 | 35,532 | 35,771 |

※国立市「統計くにたち 平成 27 年版」より抜粋



《ポイント》

くにたち市には、だいたい 75,000 人の人が住んでいる。

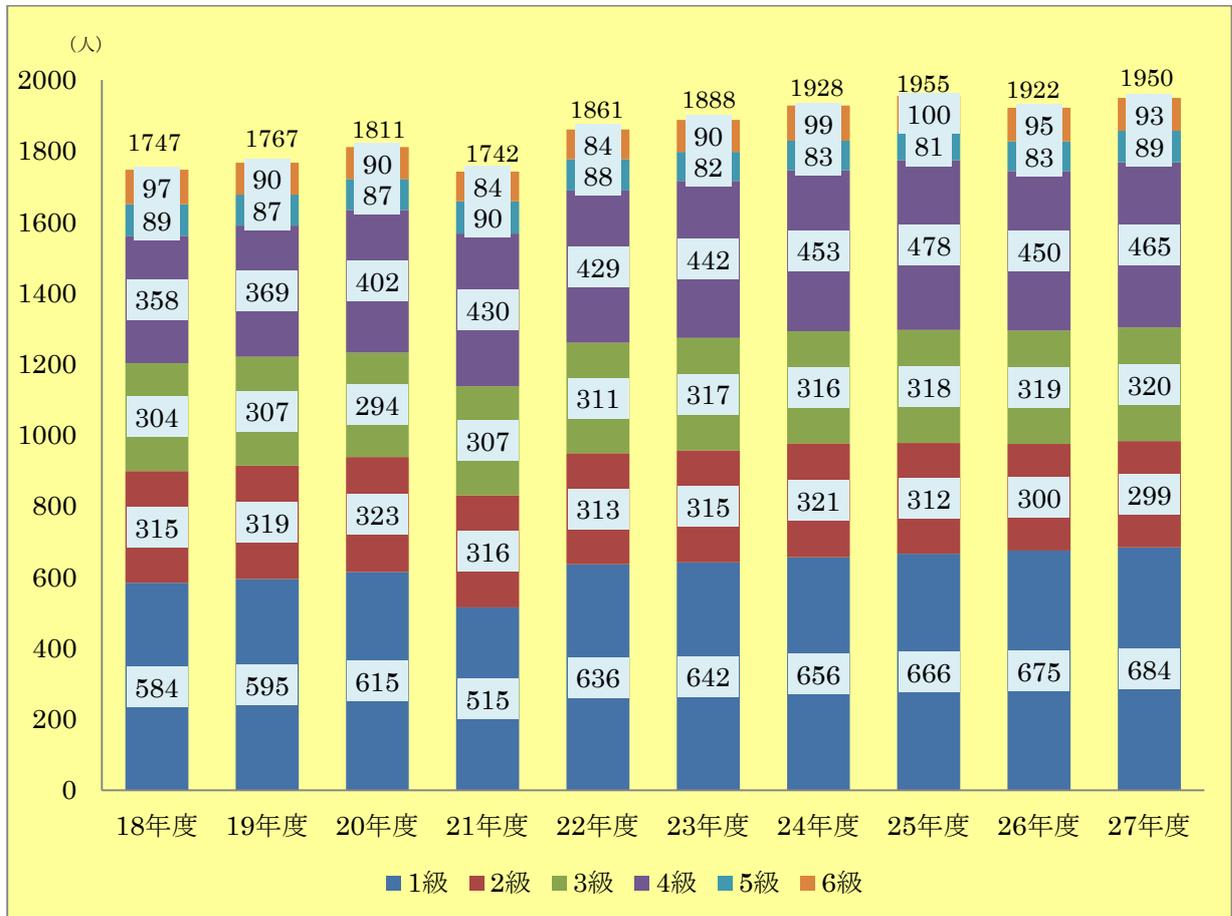
だいたい 35,000 世帯くらいの家に住んでいる。

くにたち市に住んでいる人はこれから^{すこし}少しずつ、だんだん^へ減っていく^{おも}と思われている。

(2) しょうがいのある人の状況

① 身体障害者手帳所持者に関する推移等

ア 国立市における身体障害者手帳所持者数の推移



注：各年4月1日現在。満18歳未満を含む総数。

※国立市「統計くにたち 平成27年版」より抜粋

《国立市の平成27年における1～6級の人の構成比》



イ 国立市における身体障害の種類状況

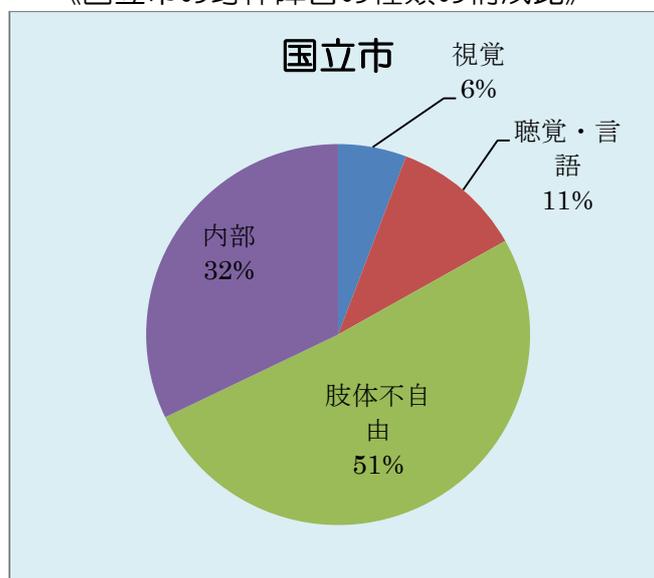
(平成28年(2016年)4月1日現在)

単位：人

| 障害の種類 | 65歳未満 | 65歳以上 | 合計 |
|---------|-------|-------|-------|
| 総数 | 675 | 1,269 | 1,944 |
| 視覚障害 | 40 | 72 | 112 |
| 聴覚・言語障害 | 76 | 139 | 215 |
| 肢体不自由 | 370 | 622 | 992 |
| 内部障害 | 189 | 436 | 625 |

※しょうがいしゃ支援課作成

《国立市の身体障害の種類構成比》



《ポイント》

くにたち市では、だいたい2,000人の人が、体にしょうがいがある。

目の見えにくい人が100人くらい。

耳の聞こえにくい人が200人くらい。

体に不自由がある人が1,000人くらい。

体の内部にしょうがいのある人が600人くらい。

②愛の手帳所持者に関する推移等

ア 国立市における愛の手帳所持者数の年齢階層別推移



※国立市「統計くにたち 平成27年版」より

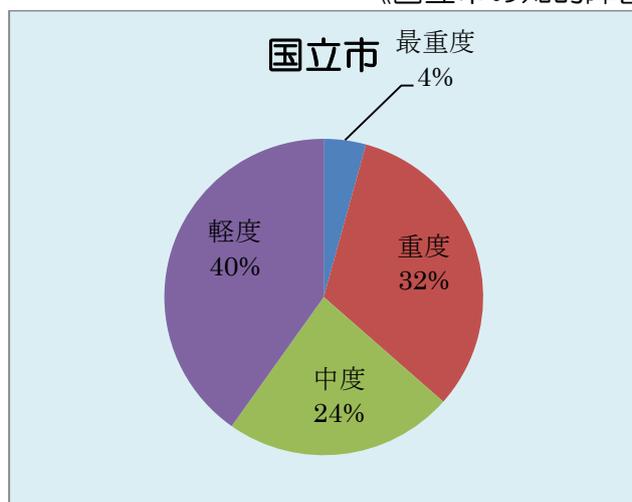
イ 国立市における愛の手帳所持者の状況（平成28年（2016年）4月1日現在）

単位：人

| | 総数 | 最重度 (1度) | 重度 (2度) | 中度 (3度) | 軽度 (4度) |
|------------------|-----|-------------|------------|------------|------------|
| 総数 | 515 | 22 | 166 | 120 | 207 |
| 知的障害児 (18歳未満) | 124 | 1 | 31 | 28 | 64 |
| 知的障害者 (18歳以上) | 391 | 21 | 135 | 92 | 143 |

※しょうがいしゃ支援課作成

《国立市の知的障害の階層の構成比》



《ポイント》

くにたち市では、だいたい500人の人に、知的のしょうがいがある。

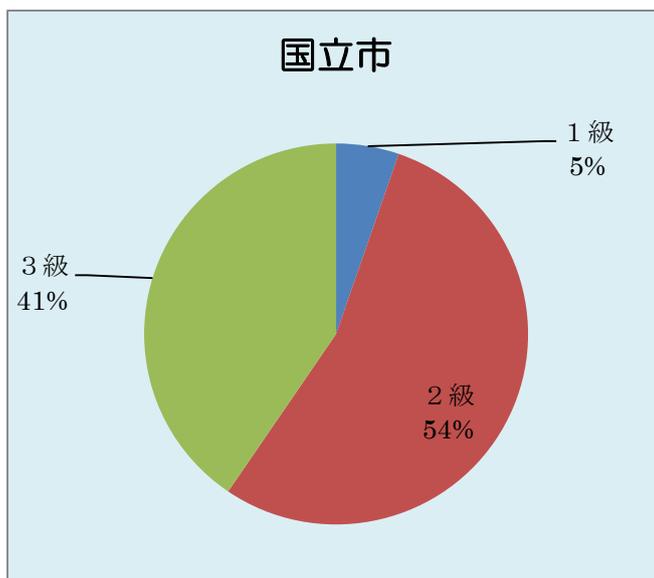
④ 精神障害者保健福祉手帳所持者に関する推移等

ア 国立市における精神障害者保健福祉手帳の所持者数

平成 28 年（2016 年）4 月 1 日現在 単位：人

| 総数 | 1 級 | 2 級 | 3 級 |
|-----|-----|-----|-----|
| 605 | 32 | 328 | 245 |

※しょうがいしゃ支援課作成



《ポイント》

くにたち市では、だいたい
600 人の人に、精神のしょう
がいがある。

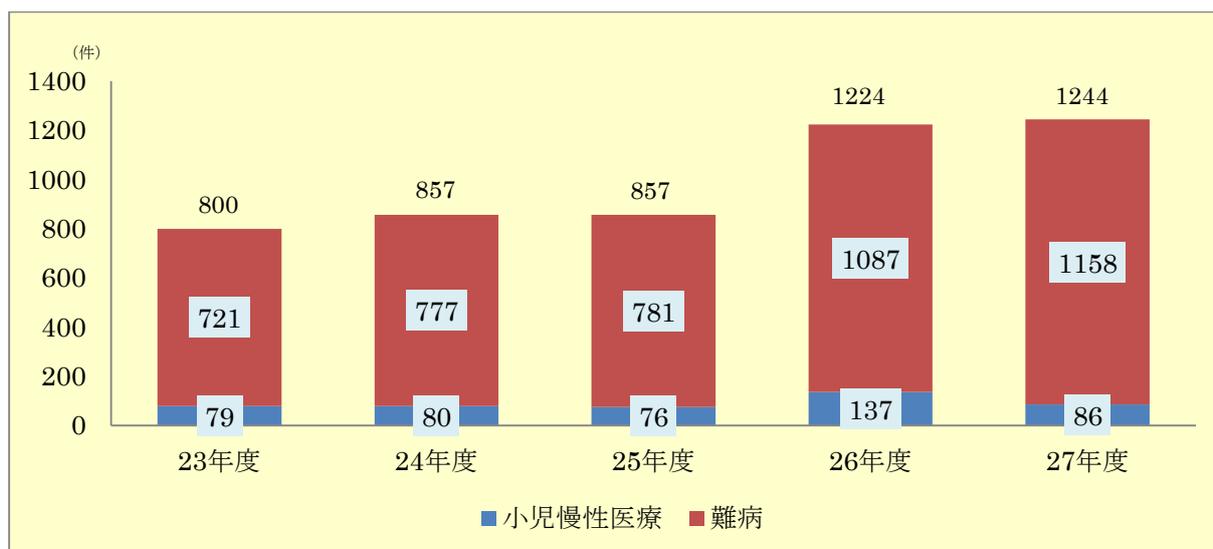
(3) 難病患者に関する推移等

ア 国立市における特殊疾病者等福祉手当受給者数



※各年度3月期：しょうがいしゃ支援課作成

イ 国立市における難病医療等受付件数



※しょうがいしゃ支援課作成

《ポイント》

くにたち市では、800人くらいの方が
治りにくい病気にかかっている。

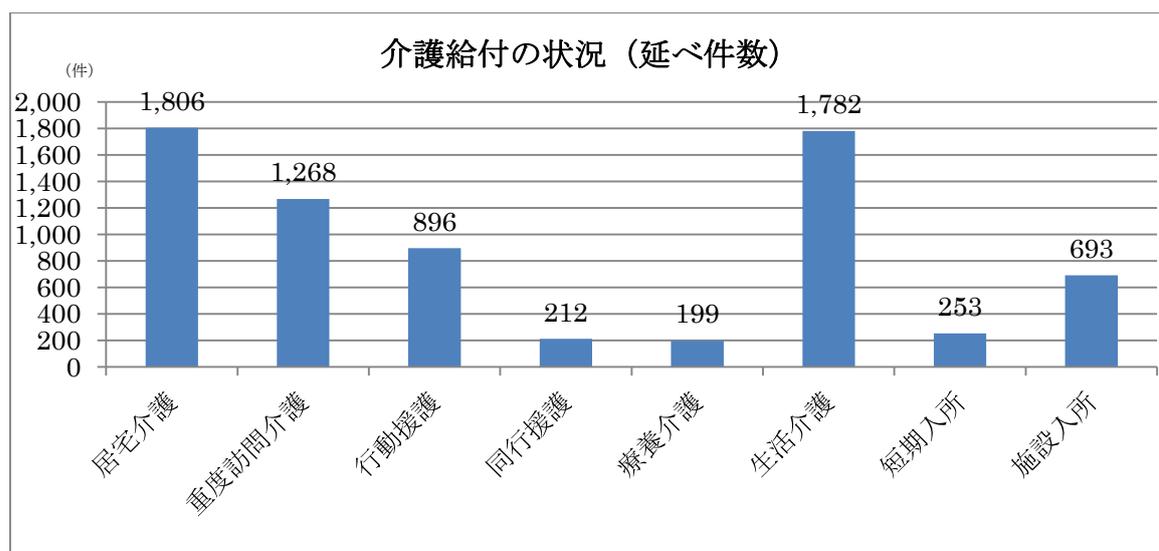
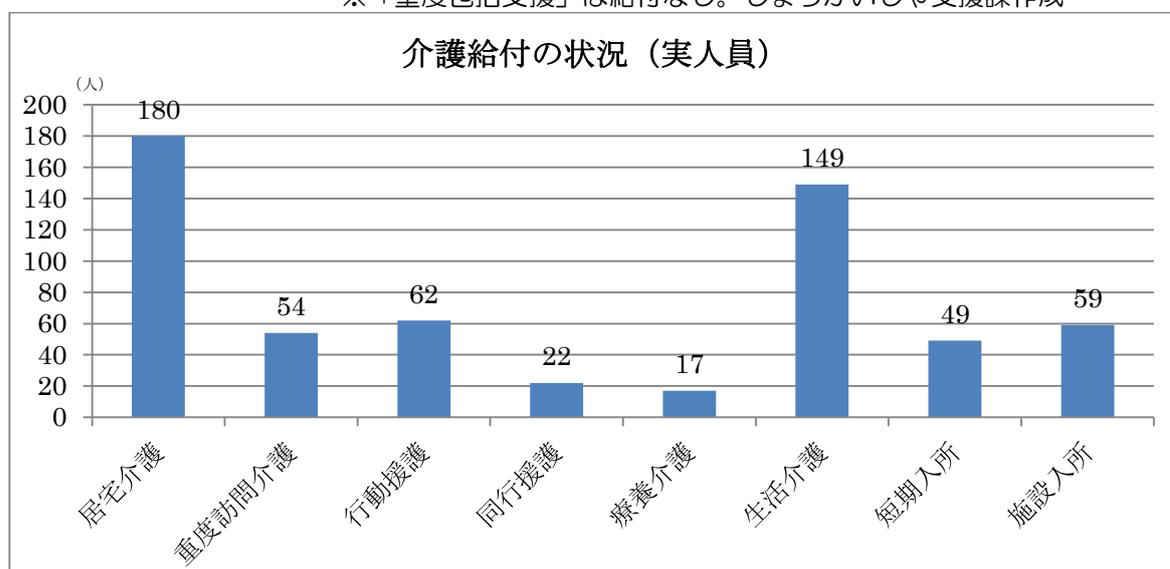
(4) 国立市における障害福祉サービスの利用状況

①障害福祉サービス別の利用状況 平成27年度(2015年度)

ア 介護給付費

| | 居宅介護 | 重度訪問介護 | 行動援護 | 同行援護 | 療養介護 | 生活介護 | 短期入所 | 施設入所 |
|--------------|--------------|---------------|--------------|-------------|-------------|--------------|------------|-------------|
| 実人員 (人) | 180 | 54 | 62 | 22 | 17 | 149 | 49 | 59 |
| 件数 (延べ件数) | 1,806 | 1,268 | 896 | 212 | 199 | 1,782 | 253 | 693 |
| 支給量 | 43,067 時間 | 174,751 時間 | 27,860 時間 | 3,059 時間 | 6,048 時間 | 33,724 時間 | 1,734 日 | 20,403 日 |
| 金額 (千円) | 155,730 | 455,478 | 113,391 | 8,768 | 49,669 | 405,692 | 19,434 | 99,203 |

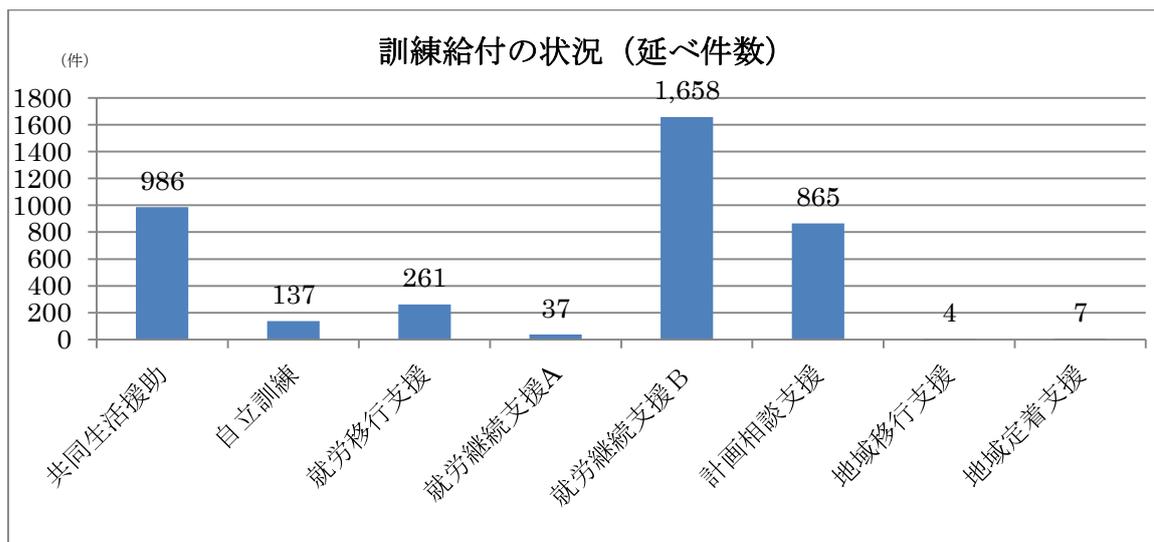
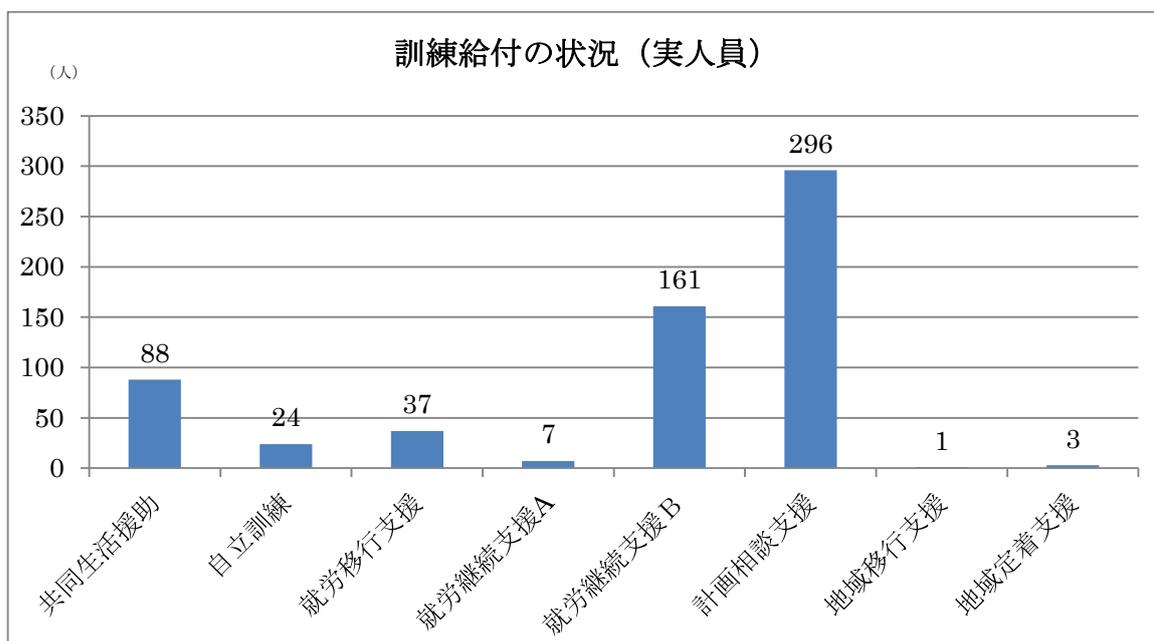
※「重度包括支援」は給付なし。しょうがいしゃ支援課作成



イ 訓練等給付費

| | 共同生活 援助 | 自立訓練 宿泊・機能・生活 | 就労移行 支援 | 就労継続 支援 A | 就労継続 支援 B | 計画相談 支援 | 地域 移行支援 | 地域 定着支援 |
|--------------|------------|------------------|------------|--------------|--------------|------------|------------|------------|
| 実人員 (人) | 88 | 24 | 37 | 7 | 161 | 296 | 1 | 3 |
| 件数 (延べ件数) | 986 | 137 | 261 | 37 | 1,658 | 865 | 4 | 7 |
| 支給量 | 27,007日 | 1,578日 | 4,140日 | 737日 | 24,030日 | 865件 | 4件 | 7件 |
| 金額 (千円) | 231,936 | 11,145 | 45,434 | 5,332 | 172,147 | 15,435 | 133 | 45 |

※「就労移行支援養成」は給付なし。しょうがいしゃ支援課作成



② 国立市内に事業所を有する障害福祉サービス事業者数

| 事業種別 | | 事業所数 | 基準 該当 事業 所数 | |
|-------|--------------------|---------------------|----------------------|---|
| 訪問系 | 居宅介護 | 20 | 6 | |
| | 重度訪問介護 | 19 | 7 | |
| | 行動援護 | 5 | 2 | |
| | 同行援護 | 6 | | |
| 日中活動系 | 生活介護 | 生活介護 | 4 | |
| | | 多機能型事業所（生活介護） | 1 | |
| | | 障害者支援施設（生活介護） | 4 | |
| | 多機能型事業所・自立訓練（生活訓練） | | 1 | |
| | 就労支援 | 就労移行支援 | 1 | |
| | | 多機能型事業所（就労移行支援・一般型） | | 2 |
| | | 就労継続支援A型 | | 2 |
| | | 就労継続支援B型 | | 4 |
| | | 多機能型事業所（就労継続支援B型） | | 3 |
| 短期入所 | | 6 | | |
| 居住系 | 共同生活援助 | | 19 | |
| | 施設入所支援 | | 3 | |
| 計画相談 | 一般相談支援 | | 3 | |
| | 特定相談支援 | | 8 | |
| 障害児支援 | 障害児相談支援 | | 6 | |
| | 福祉型障害児入所施設 | | 1 | |
| | 児童発達支援 | | 4 | |
| | 放課後等デイサービス | | 12 | |

※複数の事業を実施している場合あり。

※平成 29 年（2017 年）10 月 1 日時点 しょうがいしゃ支援課調べ

(5) その他

ア 国、東京都、国立市における年代別人口（男女別内訳）

・年少人口（0～14歳）

| | |
|-----|--------------------------|
| 国 | 16,047,000人（12.6%） |
| （男 | 8,222,000人、女 7,825,000人） |
| 東京都 | 1,573,377人（11.7%） |
| （男 | 806,367人、女 767,010人） |
| 国立市 | 8,814人（11.8%） |
| （男 | 4,607人、女 4,207人） |

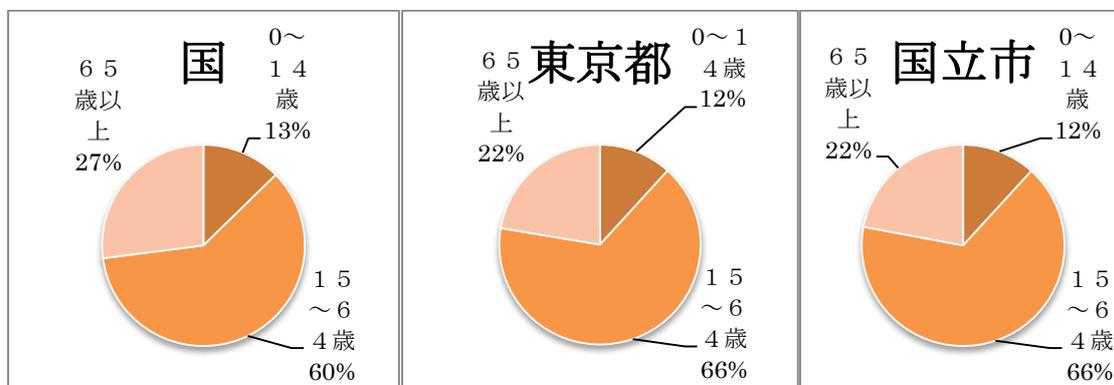
イ 生産年齢人口（15～64歳）

| | |
|-----|---|
| 国 | 76,601,000人（60.3%） |
| （男 | 38,681,000人、女 37,919,000人 ^{にん} ） |
| 東京都 | 8,842,864人（65.9%） |
| （男 | 4,516,406人、女 4,326,458人） |
| 国立市 | 49,634人（66.2%） |
| （男 | 25,092人、女 24,542人） |

ウ 高齢者人口（65歳以上）

| | |
|-----|----------------------------|
| 国 | 34,343,000人（27.0%） |
| （男 | 14,863,000人、女 19,481,000人） |
| 東京都 | 2,999,105人（22.4%） |
| （男 | 1,298,828人、女 1,700,277人） |
| 国立市 | 16,523人（22.0%） |
| （男 | 7,066人、女 9,457人） |

※「人口推計」総務省統計局、「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（平成28年1月1日）東京都総務局



7. 「国立市しょうがいしゃ計画」等策定に係る実態調査の概要

国立市では、平成 29 年 3 月に『障害者計画』や『障害福祉計画』の策定作業のため、しょうがいのある人の実態調査を実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

(1) 調査基準日

平成 29 年 3 月 1 日

(2) 調査対象は以下のとおり

18歳以上のしょうがいのある人 1,500人

※平成 29 年 1 月 1 日時点において、国立市に住民登録があり、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する人が 2,894 人であり、概ねその半数にあたる 1,500 人を調査対象者数として設定。なお、手帳所持の割合に応じて身体障害者手帳を所持する人 990 人(66%)、愛の手帳を所持する人 210 人(14%)、精神障害者保健福祉手帳を所持する人 300 人(20%)の内訳をもって無作為による層化抽出を行った。

18歳未満のしょうがいのある人 80人

※平成 29 年 1 月 1 日時点において、国立市に住民登録があり、障害児通所支援サービスの支給決定をしている児童 160 人の半数を対象として設定。

(3) 調査方法

対象者の現住所地へ調査票を郵送し、回答を記入した調査票の返送を依頼。

(4) 調査期間

調査票発送の日から平成 29 年 3 月 13 日

(5) 回答状況

18歳以上のしょうがいのある人 回答数 821人（有効回答率 54.7%）

18歳未満のしょうがいのある人 回答数 26人（有効回答率 32.5%）

(6) 回答の概要

18歳以上のしょうがいのある人

- 821人のうち、本人600人（73.1%）からの回答があった。
- 男性436人（53.1%）、女性379人（46.2%）からの回答があった。
- 65歳以上の人538人（65.5%）からの回答があった。
- ひとりで暮らしている人215人（26.2%）からの回答があった。
- 配偶者又はパートナーと暮らしている人400人（48.7%）からの回答があった。
- 主な収入は、「年金・手当」488人（59.4%）、「ご家族の給与・賃金」125人（15.2%）、「あなた自身の給与・賃金」96人（11.7%）。
- 身体障害者手帳を所持する人706人（86.0%）、愛の手帳を所持する人93人（11.3%）、精神障害者保健福祉手帳を所持する人52人（6.3%）、高次脳機能しょうがいがある人15人（1.8%）、発達しょうがいがある人9人（1.1%）、難病がある人48人（5.8%）からの回答があった。
- 介護保険の要介護認定申請をした人が241人（29.4%）、その内、「非該当」の人10人、「要支援1または2」の人80人と回答があった。
- 「とても健康である」55人（6.7%）、「まあまあ健康である」400人（48.7%）と回答があった。「あまり健康でない」202人（24.6%）、「健康でない」153人（18.6%）であった。
- 医療機関に「定期的に通院している」人は648人（78.9%）で、通院の頻度は月に1回以下が399人、月に10回以上は71人であった。
- 就業について「以前働いていたが現在は働いていない」人が440人（53.6%）、「働いたことがない」人が154人（18.8%）であった。この内、今後働きたいと思っている人は100人。働いていない理由は「高齢のため」336人、「しょうがい・病気の程度や症状のため」267人。

- 何らかの介助・支援を受けている人は 343 人 (41.8%)。介助者・支援者は「配偶者またはパートナー」101 人、「(介護保険の) ケアマネジャー」97 人、「子」83 人、「ホームヘルパー」80 人、「施設職員」74 人、「父母」62 人と続いた。
- 主な介助・支援の内容は、「家事」169 人、「書類の管理や手続きなど」167 人、「外出」165 人、「食事」161 人と続いた。
- 今後どのように暮らしたいか尋ねたところ、「家族・親族と一緒に暮らしたい」467 人 (56.9%)、「ひとりで暮らしたい」119 人 (14.5%) と続いた。
- ずっと国立市に住み続けたいと思うか尋ねたところ、「ずっと住み続けたい」601 人 (73.2%)、「当分住み続けたい」103 人 (12.5%) と続いた。
- 障害福祉サービスの利用状況では、「福祉タクシー券事業」205 人、「ガソリン費助成」102 人、「補装具費支給事業」77 人、「居宅介護」65 人、「生活介護」62 人と続いた。
- ご意見・ご要望 (自由記入欄) には、65 歳未満の人では 95 人から延べ 118 件、65 歳以上の人では 119 人から延べ 134 件の記入があった。

18 歳未満のしょうがいのある人

- 26 人のうち、本人 2 人 (7.7%)、家族 23 人 (88.5%) からの回答があった。
- 男性 16 人 (61.5%)、女性 10 人 (38.5%) からの回答があった。
- 6 歳未満 (就学前) の人 13 人 (50.0%)、小学生 6 人 (23.1%)、中学生 3 人 (11.5%)、15 歳以上 4 人 (15.4%) からの回答があった。
- 3 人以上の世帯で暮らしている人 23 人 (88.5%) からの回答があった。
- 身体障害者手帳を所持する人 4 人 (15.4%)、愛の手帳を所持する人 11 人 (42.3%)、精神障害者保健福祉手帳を所持する人 2 人 (7.7%)、発達しょうがいがある人 13 人 (50.0%)、難病がある人 1 人 (3.8%) からの回答があった。
- 「とても健康である」10 人 (38.5%)、「まあまあ健康である」14 人 (53.8%) と回答があった。

- 医療機関に「定期的に通院している」人は 18 人（69.2%）で、通院の頻度は月に 1 回以下が 11 人であった。
- 通園や通学については、保育園 3 人、幼稚園 1 人、特別支援学校幼稚部 2 人、普通学級（小・中）2 人、特別支援学級 5 人、通級指導学級（小・中）1 人、特別支援学校（小・中）7 人と回答があった。
- 何らかの介助・支援を受けている人は 18 人（69.2%）。介助者・支援者は「母」18 人、「父」14 人、「ホームヘルパー」5 人、「施設職員」5 人と続いた。
- 主な介助・支援の内容は、「外出」15 人、「着替え・身だしなみ」14 人、「入浴」13 人、「トイレ」12 人、「食事」10 人、「人とのコミュニケーション」10 人と続いた。
- 将来どのように暮らしたいか尋ねたところ、「家族・親族と一緒に暮らしたい」11 人（42.3%）、「ひとりで暮らしたい」4 人（15.4%）と続いた。
- ずっと国立市に住み続けたいと思うか尋ねたところ、「ずっと住み続けたい」6 人（23.1%）、「当分住み続けたい」2 人（7.8%）と続いた。
- 障害福祉サービスの利用状況では、「放課後等デイサービス」13 人、「児童発達支援」10 人、「ガソリン費助成」6 人と続いた。
- ご意見・ご要望（自由記入欄）には、17 人から延べ 22 件の記入があった。

8. 施策目標

【施策目標】

施策目標A 住まう／憩う

しょうがいのある人があたりまえに暮らすまち・国立市を目指します。

施策目標B 学ぶ／働く

しょうがいのある人が自ら選ぶ場所でみんないっしょに学び、働くことのできるまち・国立市を目指します。

施策目標C 集う／遊ぶ

地域の中でしょうがいのある人があたりまえに出会い、関わり、育ちあい、誰もが共に生きていけるまち・国立市を目指します。

施策目標D 知る／伝える

誰もが互いに思いや考えを伝えあい、わかり合うことのできるまち・国立市を目指します。

施策目標E 支える／進める

福祉のまちづくりを進め、
ソーシャルインクルージョン・みんないっしょのまち・
国立市を目指します。

施策目標とは、基本理念＝“一番大切にすること”のために“目指すもの”です。

「あたりまえ条例」の前文を読み解き、しょうがいに対する誤解や偏見により不利益な取扱いを受けたり、配慮が不足したりする【社会生活における様々な面】と、しょうがいのある人もない人も共に出会い、育み合える差別のないまちの【暮らしのあらゆる面】とを照らし合わせるとともに、内閣府による障害者基本計画（骨格案）の「各分野における障害者施策の基本的な方向」で示される【分野】を出来る限り包含するよう、施策目標を設定しました。

「あたりまえ条例」の前文から

《しょうがいに対する誤解や偏見により不利益な取扱いを受けたり、配慮が不足したりすること》
教育、医療、住居、移動、就労、生活環境、防災、情報等、社会生活における
様々な面

地域での安心した生活が妨げられている状況としては、性別、年齢、民族等を理由とする複合的な差別もいまだ多く存在しています。

今後はより一層の社会参加を進め、誤解や偏見等を無くす取組や各機関のつながりが必要となります。

「あたりまえ条例」の前文から

《しょうがいのある人もない人も共に出会い、育み合える差別のないまち》
集う、学ぶ、遊ぶ、働く、住まう、憩うなど、暮らしのあらゆる面

そこで、あたりまえ条例の前文からのキーワードに「知る」、「伝える」、「支える」、「進める」の4つを追加し、次のとおり組み合わせて5つに整理するとともに、国（内閣府）の障害者基本計画骨格案の項目と符合するように整理しました。

| 【あらゆる面】 | 【社会生活における様々な面】 | 【障害者基本計画骨格案の項目立て】 |
|---------|----------------|-----------------------------|
| 住まう／憩う | 生活環境 | 1. 安全・安心な生活環境の整備 |
| | 防災 | 3. 防災、防犯等の推進 |
| | 医療 | 6. 保健・医療の推進 |
| 学ぶ／働く | 教育 | 9. 教育の振興 |
| | 就労 | 8. 雇用・就業、経済的自立の支援 |
| 集う／遊ぶ | 住居、生活環境、移動 | 1. 安全・安心な生活環境の整備 |
| | 生活環境 | 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 |
| | — | 11. 国際協力の推進 |
| 知る／伝える | 情報 | 2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 |
| | 生活環境 | 1. 安全・安心な生活環境の整備 |
| | 生活環境 | 5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 |
| 支える／進める | — | 4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 |
| | — | 7. 行政等における配慮の充実 |

9. 施策目標ごとの取り組み・基本施策

この計画では、基本理念＝“一番大切にすること”の実現ために、施策目標＝“目指すもの”があり、そのための取り組みを施策目標ごとに設定します。

施策目標A 「住まう／憩う」ための取り組み

しょうがいのある人があたりまえに暮らすまち・国立市を目指します。

- A① 相談しやすいまちをつくとともに、福祉サービスを充実させます。
- A② しょうがいのある子どもが地域で育ち、住み続けるための福祉サービスを充実させます。
- A③ 住まいの確保を支えるとともに、地域で暮らしていくための支援を充実させます。
- A④ 保健、医療に関する充実を支えます。
- A⑤ 防犯に関する支援を充実させます。
- A⑥ しょうがいのある人が困らないよう、しょうがいのある人とともに防災対策を進めます。

施策目標B 「学ぶ／働く」ための取り組み

しょうがいのある人が自ら選ぶ場所でみんないっしょに学び、働くことのできるまち・国立市を目指します。

- B① インクルーシブ教育システムを進めます。
- B② しょうがいのある人の経済的な自立を支えます。
- B③ しょうがいのある人の雇用を促進させます。
- B④ しょうがいの特性に応じた就労を支えます。
- B⑤ しょうがいのある人の福祉的就労を支えます。

施策目標C 「集う／遊ぶ」ための取り組み

地域の中でしょうがいのある人があたりまえに出会い、関わり、育ちあい、誰もが共に生きていけるまち・国立市を目指します。

- C① しょうがいのある人が移動しやすくなるよう、バリアフリーのまちづくりを進めます。
- C② レクリエーション活動、文化活動を充実させます。
- C③ スポーツに親しむ環境整備を支えます。

施策目標D 「知る／伝える」ための取り組み

誰もが互いに思いや考えを伝えあい、わかり合うことのできるまち・国立市を目指します。

- D① 誰もが情報サービスを受け取りやすく、また発信しやすいよう環境づくりを支えます。
- D② どのようなしょうがいがあっても、意思が伝えられるよう支援を充実させます。
- D③ どのようなしょうがいがあっても、自らの意思を決定できるよう支援を充実させます。

施策目標E 「支える／進める」ための取り組み

福祉のまちづくりを進め、ソーシャルインクルージョン・みんないっしょのまち・国立市を目指します。

- E① しょうがいのある人の権利を守り、虐待を防ぎます。
- E② すべてのしょうがいへの理解を進め、しょうがいを理由とする差別をなくします。
- E③ 合理的配慮の徹底を進めます。
- E④ しょうがいのある人が暮らしやすくなるよう、バリアフリーのまちづくりを進めます。
- E⑤ しょうがいのある人を支える人材を確保し、育てていきます。
- E⑥ ネットワークづくりを進めます。
- E⑦ 新たな取り組みについて調査や研究を進めます。

【施策目標ごとの取り組みにもとづく基本施策】

施策目標A 住まう／憩う

しょうがいのある人があたりまえに暮らすまち・国立市を目指します。

【現状と課題】

平成27（2015）年1月時点の国立市には、およそ75,000人の人が暮らしています。その中で身体障害者福祉手帳をお持ちの人およそ2,000人、愛の手帳をお持ちの方はおよそ500人、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はおよそ600人います。また、難病を患っている人はおよそ800人います。

『国立市しょうがいしゃ計画策定等に係る実態調査』（平成29年3月実施。以下「調査」といいます。）に回答いただいた18歳以上の人821人のうち、「家族・親族と一緒に暮らしている」と答えた人551人で一番多く67.1%でした。「ひとりで暮らしている」と答えた人は153人で18.6%でした。「グループホームで暮らしている」という人は22人、「障害者施設で暮らしている」人は19人、「介護保険（高齢者）施設で暮らしている」人は17人でした。また「入院している」人は19人でした。「あなたは、何らかの介助や支援を受けていますか」とたずねたところ、「受けている」と答えた人は343人で41.8%、「受けていない」と答えた人は454人で55.3%でした。介助者・支援者は「配偶者またはパートナー」が最も多く101人で29.4%、続いて「（介護保険の）ケアマネジャー」97人、「子」83人、「ホームヘルパー」80人、「施設職員」74人、「父母」62人となりました。

住まいについては、本人や家族・親族が所有する持ち家や、公営や民間の借上げ住宅、グループホームなどがあります。また、施設に入所をされている人もいます。平成27（2015）年度末では、グループホーム（共同生活援助）の支給決定を受けている人は88人、施設入所支援の支給決定を受けている人は59人でした。

調査によると、「あなたはこれからも、ずっと国立市に住み続けたいと思いますか」とたずねたところ、回答いただいた18歳以上の人821人のうち、「ずっと住み続けたい」人は601人、73.2%、「当分住み続けたい」人は103人、12.5%となり、合計で85.7%でした。平成28（2016）年度実施の国立市の市民意識調査の同じ内容の設問では、「ずっと住み続けたい」人は52.2%、「当分住み続けたい」人は26.9%で、合計79.1%でした。

自由記入欄への回答の中では、「児童発達支援」や「放課後等デイサービスの事業所などの通える場所が増えるといい」、「ヘルパーさんが増えて24時間365日対応してもらえるといい」といったお声がありました。

しょうがいのある人があたりまえに暮らすまちにするため、次の基本施策を実施していきます。

【基本施策】

A① 相談しやすいまちをつくとともに、福祉サービスを充実させます。

- A①-1 市役所相談窓口の充実を図るとともに、相談支援事業所との連携を強化します。⇒充実
- A①-2 市役所の中の他の相談窓口との連携を強化し、幅広くしょうがいについての相談を把握し、早期に対応できる体制をつくります。⇒継続
- A①-3 しょうがいのある人の日常生活や日中の外出などを支える福祉サービスを充実させます。⇒充実
- A①-4 夜間や緊急時の介護派遣サービスについて実現を目指し、調査も進めます。⇒新規

A② しょうがいのある子どもが地域で育ち、 住み続けるための福祉サービスを充実させます。

- A②-1 就学前のしょうがい児が通う福祉サービスを充実させます。⇒充実
- A②-2 しょうがいのある児童・生徒の放課後の生活を支援する福祉サービスを充実させます。⇒充実
- A②-3 しょうがいのある児童・生徒と地域を結ぶ支援に取り組みます。⇒継続
- A②-4 家族や保護者への支援を充実させるとともに、しょうがいのある子どもが自立して地域で暮らせるよう福祉サービスを充実させます。⇒継続

A③ 住まいの確保を支えるとともに、 地域で暮らしていくための支援を充実させます。

- A③-1 地域生活支援拠点の面的整備に取り組みます。⇒新規
- A③-2 グループホームの開所、利用を支援し、居室の確保を支えます。⇒継続
- A③-3 家賃補助制度の見直しを行い、民間住宅の入居支援を充実させます。⇒充実

A④ 保健、医療に関する充実を支えます。

- A④-1 多摩立川保健所等の関係機関との連携を強化し、個別支援を充実させます。⇒[継続](#)
- A④-2 医療的ケアを必要とするしょうがいのある人の支援を充実させます。⇒[継続](#)
- A④-3 しょうがいのある人の入院中の支援、退院後の地域生活の支援を充実させます。⇒[継続](#)

A⑤ 防犯に関する支援を充実させます。

- A⑤-1 しょうがいのある人や関係者への防犯情報を提供し、被害を未然に防ぐよう努めます。⇒[継続](#)
- A⑤-2 しょうがいのある人の犯罪被害に関する相談対応の強化を図ります。⇒[継続](#)

A⑥ しょうがいのある人とともに防災対策を進めます。

- A⑥-1 災害発生時を想定した訓練等の充実を図り、防災、減災に関する活動等へのしょうがいのある人の参加を支えます。⇒[継続](#)
- A⑥-2 しょうがいのある人の防災活動を支えます。⇒[継続](#)
- A⑥-3 庁内連携を強化し、発災時対応を定期的に確認するとともに、避難行動要支援者を把握し情報管理を行います。⇒[継続](#)
- A⑥-4 しょうがいのある人が利用しやすい福祉避難所を確保し、しょうがいのある人の被災時の生活を支えます。⇒[充実](#)
- A⑥-5 しょうがいのある人の世帯を対象にした転倒防止器具取付事業を実施します。⇒[新規](#)

しょうがいのある人が自ら選ぶ場所でみんないっしょに学び、
働くことのできるまち・国立市を目指します。

【現状と課題】

国立市には8つの市立小学校、3つの市立中学校があるほか、東京都立の高等学校が2校あります。この他に私立の幼稚園や小・中学校、高等学校があります。また、一橋大学、東京女子体育大学の2大学や、各種の専門学校や専修学校があります。

しょうがいのある人が学ぶ場としては、各校の普通学級や、通級指導学級、特別支援学級、または隣接する府中市にある特別支援学校などがあります。

今回の調査では18未満の人もしくはその関係者26人から回答がありました。内訳は、小学生6人、中学生3人、15歳以上18歳未満の人が4人でした。

小・中学生で「普通学級」に通学している人は2人、「特別支援学級」に通学している人は5人、「通級指導学級」に通学している人は1人、「特別支援学校」に通学している人は3人でした。「困っていること」については「特にない」が11人でしたが、「通園・通学の付き添いの確保」に7人、「通園・通学先が遠い」に5人、「職員・教員の理解の不足」に5人の人が回答しました。

働くことに関して今回の調査では、18歳以上で回答があった821人のうち「あなたは現在、働いていますか？」という問いに、働いている人が「正規の職員・従業員」83人、「パート・アルバイトなど」52人、「自営業・家業の手伝い」27人で合計162人、19.7%となりました。「福祉的就労」をしている人は31人、3.8%で、「働いたことがない」人が154人、18.8%となりました。

福祉的就労を含み働いている人193人に「仕事をするうえで困っていること」をたずねたところ、89人の人が「特にない」と回答されましたが、「収入が少ない」に58人、「通勤が大変である」に30人、「職場の人間関係がうまくいかない」に12人の回答がありました。

また、「以前働いていたが現在は働いていない」440人、「働いたことがない」154人を対象に「今後働きたいとっていますか？」とたずねたところ、100人の人が「はい」と回答しました。「働いていない理由」では「高齢のため」が336人と最も多く、続いて「しょうがい・病気の程度や症状のため」が267人となりました。

しょうがいがあっても自ら選び、みんないっしょに学ぶことができ、働く機会を得ることができるようにするため、次の基本施策を実施していきます。

【基本施策】

B① インクルーシブ教育システムを進めます。

B①-1 インクルーシブ教育推進のため、就学相談対応、情報提供や必要な制度の充実を図ります。⇒[継続](#)

B①-2 しょうがいのある子どもを支える機関、学校との連携により、就学中の学びを支えます。⇒[継続](#)

B①-3 就学中から地域とのつながりづくりを支え、卒業後の暮らしを支えます。⇒[継続](#)

B② しょうがいのある人の経済的な自立を支えます。

B②-1 しょうがいのある人に、年金、手当、助成等の制度を適切に結びつけ、自立を支えます。⇒[継続](#)

B②-2 しょうがいのある人が経済的な困窮に陥ることがないように、適切な制度を結びつけ、自立を支えます。⇒[継続](#)

B③ しょうがいのある人の雇用を促進させます。

B③-1 企業をはじめとした事業所に対する職場開拓、しょうがいしゃ雇用を支えます。⇒[充実](#)

B④ しょうがいの特性に応じた就労を支えます。

B④-1 就労支援センターの取り組みを充実させます。⇒[充実](#)

B⑤ しょうがいのある人の福祉的就労を支えます。

B⑤-1 就労活動に向けての日中活動の利用を支えます。⇒[充実](#)

施策目標C 集う／遊ぶ

地域の中でしょうがいのある人があたりまえに出会い、関わり、育ちあい、誰もが共に生きていけるまち・国立市を目指します。

【現状と課題】

調査によるとしょうがいのある人の「世帯の主な収入」は、回答いただいた18歳以上の人821人のうち、「年金・手当」と回答された人が488人と最も多く59.4%、続いて「ご家族の給与・賃金」が125人で15.2%、「ご自身の給与・賃金」と回答された人は96人で11.7%となりました。また18歳未満の人26人では「ご家族の給与・賃金」が23人で88.5%となりました。

利用しているサービスについては、18歳以上の人で「福祉タクシー券事業」が205人で25.0%と最も多く、満足度をたずねたところ、「満足」105人、「やや満足」44人と合計で72.7%の人が回答しています。

ただし、自由記入欄への回答の中では、「タクシー券の使える範囲がもっと広いと助かる」「外出の時の移動手段を充実してほしい」「車いすで移動するのに、公道がガタガタで振動がすごく困っている」など、移動に関する声がありました。

レクリエーション活動については、国立市公民館のわいがやでの取り組みや、くにたち福祉会館や地域の集会所を利用したサークル活動などがあります。また、東京都多摩障害者スポーツセンターを活用する人もいらっしゃいます。

地域の中でしょうがいのある人があたりまえに出会い、関わり、育ちあい、誰もが共に生き生きと暮らしていくことができるよう、次の基本施策を実施していきます。

【基本施策】

C① しょうがいのある人が移動しやすくなるよう、バリアフリーのまちづくりを進めます。

C①-1 移動支援事業を充実させます。⇒継続

C①-2 公共交通の充実に向けて働きかけます。⇒継続

C①-3 福祉交通を充実させます。⇒継続

C①-4 歩道などの整備を進めます。⇒継続

C② レクリエーション活動、文化活動を充実させます。

C②-1 しょうがいのある人の趣味や生きがい活動が充実したものになるよう、当事者活動を支えます。⇒継続

C②-2 文化的、芸術的な活動の推進について調査研究します。⇒新規

C②-3 しょうがいのある人の国際交流活動を支えます。⇒新規

C③ スポーツに親しむ環境整備を支えます。

C③-1 しょうがいのある人のスポーツの振興を支えます。⇒新規

C③-2 地域の中でスポーツを通じた交流を進めます。⇒充実

誰もが互いに思いや考えを伝えあい、

わかり合うことのできるまち・国立市を目指します。

【現状と課題】

平成 28（2016）年 4 月時点で国立市には、目が見えない、あるいは見えにくい人がおよそ 100 人、耳が聞こえない、あるいは聞こえにくい人が 200 人、います。こうしたしょうがいのある人は、文字や音声による情報を受け取ることが難しい場合があります。

現在では、パソコンやスマートホンをはじめとしたデジタル端末の普及が進み、しょうがいのある人がさまざまな情報を受け取りやすく、また発信しやすくなるよう、多くの機器やソフトなどが開発され、利用されています。国立市のホームページでは、文字の大きさの拡縮や音声読み上げソフトに対応できるようになりました。

また、市ではコミュニケーション支援事業を運営し、公的なイベントや会議へ手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うとともに、『市報くにたち』の音声版や点訳版などを作成し、必要な人に配布しています。

調査によると、自由記入欄の回答の中では、「漢字が読めない。ひらがなをふってほしい。読めない文章がいっぱいある。難しい文章わかりません。」という声がある一方、「漢字にふりがなを必要とする方もいますが、フォントや文字の大きさを工夫してほしい」という声もありました。また「取り組みについてわからない」「制度そのものを良く理解できていない」という声がありました。

また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業は、意思決定支援の仕組みのひとつとして活用されています。成年後見制度は「障害者の権利条約」と必ずしもすべてにおいて合致した仕組みとなっていないと指摘されていますが、当面の生活支援、財産保護の観点から利用促進が図られています。また、社会福祉協議会が取り組む地域福祉権利擁護事業では、平成 27（2015）年度末時点で知的しょうがいの人 5 人、精神しょうがいの人 22 人が利用契約を締結し、支援を受けています。

しょうがいのある人もない人も誰もが、お互いに自分自身の思いや考えを伝えあうことができ、わかり合うことができるように、次の基本施策を実施していきます。

【基本施策】

D① 誰もが情報サービスを受け取りやすく、
また発信しやすいよう環境づくりを支えます。

D①-1 市役所から発信する情報が、しょうがいがあっても伝わりやすいよう環境づくりに取り組みます。⇒[継続](#)

D①-2 しょうがいのある人の情報の受発信を支え、情報に関する相互交流を進めます。⇒[継続](#)

D② どのようなしょうがいがあっても、
意思が伝えられるよう支援を充実させます。

D②-1 手話や要約筆記の普及のため、コミュニケーション支援事業を充実させます。⇒[充実](#)

D②-2 音訳、点訳の普及を促進します。⇒[継続](#)

D②-3 しょうがいの特性に応じたコミュニケーション支援の在り方を調査研究します。⇒[新規](#)

D③ どのようなしょうがいがあっても、
自らの意思を決定できるよう支援を充実させます。

D③-1 地域福祉権利擁護事業の利用を支えます。⇒[継続](#)

D③-2 成年後見制度の利用を支えます。⇒[継続](#)

D③-3 意思決定支援のための新たな仕組みづくりについて、調査研究し、検討します。⇒[新規](#)

福祉のまちづくりを進め、

ソーシャルインクルージョン・みんないっしょのまち・国立市を目指します。

【現状と課題】

国立市では、平成28（2016）年4月に『国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例』（以下「あたりまえ条例」といいます。）を施行しました。また、国では『障害者の差別を解消するための法律』が施行され、しょうがいのある人への合理的配慮の提供と、しょうがいを理由とする差別的取り扱いの禁止を推進していくこととなりました。これらの普及啓発は急務となっています。

また、調査の回答には「ヘルパー不足」、「もっと介護者が増やせるよう市に協力してほしい」「しょうがい福祉は利用する頻度や人口が高齢に比べて少なく、コーディネーターが少ないと思う。もっとコーディネーターが欲しいと思う」といった声がありました。福祉分野の人材不足は社会的な問題として深刻化しつつあります。マンパワーの確保や育成もまた急務となってきています。

ネットワークづくりについては、さまざまな取り組みの中で必要性が高く、既存のものは連携をさらに強化していくとともに、相談支援事業所や就労支援事業所、あるいは当事者間などの新たなネットワークづくりも求められています。

しょうがいのある人に関する福祉サービスは近年大きな制度改革を繰り返してきています。国立市として常に新しい情報を把握し、どのように取り組んでいけるかを調べていきます。

ソーシャルインクルージョンの理念のもと、福祉のまちづくりを進め、しょうがいのある人を支え、地域の中で自立し共生することができるまちとなるように、次の基本施策を実施していきます。

【基本施策】

E① しょうがいのある人の権利を守り、虐待を防ぎます。

E①-1 しょうがい者虐待防止センター事業を充実させます。⇒充実

E①-2 自立支援協議会との連携を強化し、差別解消法にもとづく地域協議会を設置します。⇒充実

E② すべてのしょうがいへの理解を進め、しょうがいを理由とする差別をなくします。

E②-1 「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例の普及啓発を進めます。⇒充実

E②-2 学校と連携し、ソーシャルインクルージョンのまち育てのための取り組みを行います。⇒新規

E②-3 差別が疑われる事案には関係法令や条例にもとづき解決に向けて対応していきます。⇒充実

E③ 合理的配慮の徹底を進めます。

E③-1 行政機関における合理的配慮の提供を徹底していきます。⇒充実

E③-2 民間事業所へ合理的配慮の提供について積極的に理解、協力を呼び掛けるとともに、相談を受け付け、調整していきます。⇒継続

E③-3 ヘルプマークやヘルプカードを活用し、外見ではわからないしょうがいのある人への配慮の提供を進めます。⇒継続

E③-4 しょうがいのある人が当事者として参画する計画のわかりやすい版づくりへの取り組みを支えます。⇒充実

E④ しょうがいのある人が暮らしやすくなるよう、バリアフリーのまちづくりを進めます。

E④-1 バリアフリーの普及、導入を進めます。⇒継続

E④-2 車いすや福祉用具を使用しても困らないまちづくりを進めます。継続

E⑤ しょうがいのある人を支える人材を確保し、育てていきます。

E⑤-1 しょうがいのある人を支える人材確保のため、資格取得の奨励や研修開催などを支えます。⇒[継続](#)

E⑤-2 福祉に関する実習やインターンシップの受け入れなどを行います。
⇒[継続](#)

E⑥ ネットワークづくりを進めます。

E⑥-1 情報の共有や支援の協働のため、事業所間のネットワークづくりを進めます。⇒[充実](#)

E⑥-2 当事者参画や支援の連携のため、しょうがいのある人や関係者のネットワークづくりを進めます。⇒[継続](#)

E⑥-3 ボランティア活動を広めるため、地域の中の支えあいのネットワークづくりを進めます。⇒[継続](#)

E⑦ 新たな取り組みについて調査や研究を進めます。

E⑦-1 制度改革など、新たにしょうがいのある人を支えるために取り組むことが必要な事業について調べ、実施を検討します。⇒[充実](#)

10. 計画の推進体制

この計画の基本理念である、しょうがいのある人があたりまえに暮らすまちにするための、市民誰もがあたりまえに暮らすまち・国立市を実現していくためには、進行管理と評価が重要となります。行政、市民、事業者などが協働しながら、計画を推進するとともに、施策目標に掲げた基本施策への取り組み状況を随時把握し、点検していくことが必要です。

① 進行管理

行政による計画の進行管理のため、市内の「国立市地域福祉推進本部」並びに同本部のもとに設置される「推進委員会」により推進、協議、調整を行います。

② 点検・評価

計画の取り組み状況について、しょうがいのある人が当事者として参画する「国立市地域保健福祉施策推進協議会」において中間評価を行います。施策目標ごとに取り組み状況を把握し、点検・評価を行い、残る計画期間中の取り組み課題などについて意見をいただき、計画の推進に反映させていきます。

③ 次期計画策定への取り組み

この計画は上記①、②を踏まえ取り組み状況を把握、点検しながら、基本理念の実現を目指して、推進していきます。また、次期計画の円滑な策定に向けて、新たな「国立市しょうがいしゃ計画策定委員会」を平成 34 年度（2022 年度）中に設置します。

| 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 33 年度 | 平成 34 年度 | 平成 35 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 取り組み | 計画策定 | 進行管理 | 進行管理 | 進行管理 | 中間評価 | 次期計画検討開始 | 次期計画策定 |

※進行管理、点検・評価の指標とする事業及び関連施策

A しょうがいのある人があたりまえに暮らすまち・国立市を目指します。

A① 相談しやすいまちをつくとともに、福祉サービスを充実させます。

◆相談支援事業【しょうがいしゃ支援課】

相談支援にあたっては、わかりやすい情報提供を徹底し、相談しやすい窓口体制を構築するとともに、積極的な訪問などにより、しょうがいのある人を支援

◆相談支援の充実【しょうがいしゃ支援課】

市全体のしょうがいのある人への相談支援事業の向上のため、基幹相談支援センターの設置を検討するとともに、市内計画相談支援事業所の連携を強化

◆自立支援協議会の運営【しょうがいしゃ支援課】

障害者総合支援法に基づき、しょうがいのある人や障害福祉サービス事業所、関係機関の参画を得て国立市心身しょうがい者（児）自立支援協議会を設置し、全体会、専門部会を運営

◆国立市障害者センター・あすなろ運営【しょうがいしゃ支援課】

国立市障害者センター、くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろについて、公設民営の生活介護事業所として、重度の知的や身体のしょうがいのある人を対象に日中活動系サービスを提供するため、引き続き指定管理者制度により運営

◆障害福祉サービス事業所の支援【しょうがいしゃ支援課】

障害福祉サービス事業所の運営支援のため、日中活動系サービス推進事業補助、通所訓練事業運営費補助等を実施

◆地域活動支援センター事業【しょうがいしゃ支援課】

市内社会福祉法人へ地域活動支援センター2か所を委託し、しょうがいのある人の日中活動を支援

◆しょうがいしゃ日中一時支援支援事業【しょうがいしゃ支援課】

市内社会福祉法人へ日中一時支援事業1か所を委託し、しょうがいのある人にとって安心できる居場所を提供

◆障害者参加型サービス補助事業【しょうがいしゃ支援課】

東京都の要綱にもとづき、しょうがいのある人によるピアカウンセリングなどの当事者参加型事業を補助

◆夜間・緊急時介護派遣サービスの調査研究【しょうがいしゃ支援課】

夜間や緊急時の介護派遣ニーズについて、利用者懇談会などにより、しょうがいのある人とともに把握し、サービスの実現を目指し、課題解決に向けて調査研究を実施

◆福祉総合相談事業【福祉総務課】

福祉総合相談窓口（ふくふく窓口）へのしょうがいのある人の相談支援について、円滑に支援に結びつけるよう庁内連携を強化

| | |
|------------------|---|
| | <p>◆子ども総合相談事業【子育て支援課】</p> <p>くにたち子育てサポート相談窓口（くにサポ）へのしょうがいのある子の相談支援について、円滑に支援に結びつけるよう庁内連携を強化</p> <p>◆さまざまな相談支援事業との連携強化【関係各課・しょうがいしゃ支援課】</p> <p>庁内関係各課の相談支援事業との連携を図るとともに、国立市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）や権利擁護センター支援員による相談支援事業をはじめ、関係機関の相談支援事業との協働を強化</p> |
| <p>A②</p> | <p>しょうがいのある子が地域で育ち、住み続けるための福祉サービスを充実させます。</p> <p>◆児童発達支援センター開設及び運営支援【しょうがいしゃ支援課】</p> <p>東京都の北三丁目都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業に協力し、児童発達支援センターの開設、運営を支援</p> <p>◆障害児通所事業所の支援【しょうがいしゃ支援課】</p> <p>市内放課後等デイサービス事業所の連絡会を定期開催し、情報交換、連携の強化を支援</p> <p>◆しょうがい児日中一時支援事業【しょうがいしゃ支援課】</p> <p>夏休みや冬休みなどの長期休暇中や学校が休みとなる土曜日のしょうがいのある子の居場所提供のため、放課後等デイサービス事業所開所前の日中一時支援事業を実施</p> <p>◆しょうがいのある子の市内学校等への通学等の支援【教育指導支援課・しょうがいしゃ支援課】</p> <p>市内保育所、幼稚園、小・中学校、学童保育所等へしょうがいのある子が通所・通園・通学するための支援への取り組み</p> <p>◆保護者や家族会等の支援【しょうがいしゃ支援課】</p> <p>保護者への相談支援に取り組むとともに、短期入所や緊急一時入所事業を実施します。また、会員減少などの課題を抱える家族会組織の運営を支援</p> |
| <p>A③</p> | <p>住まいの確保を支えるとともに、地域で暮らしていくための支援を充実させます。</p> <p>◆地域生活支援拠点の整備（面的整備）【しょうがいしゃ支援課】</p> <p>地域生活支援拠点の面的整備を進め、しょうがいのある人の地域移行のための複数事業所での連携を図るとともに、グループホームや短期入所施設の開所を支援</p> <p>◆施設入所者・精神科長期入院者の地域移行支援【しょうがいしゃ支援課】</p> <p>施設入所や長期入院しているしょうがいのある人の地域移行支援のため、地域生活支援拠点面的整備を進め、個別支援による移行を支援</p> <p>◆心身しょうがい者住宅費助成の見直し【しょうがいしゃ支援課】</p> <p>知的しょうがい又は身体しょうがいのある人を対象とする住宅費助成の要件等を見直しを行い、しょうがいのある人の地域での生活を支援</p> |

| | |
|------------------|--|
| | <p>◆知的しょうがい者生活寮（グループホーム）家賃助成事業【しょうがいしゃ支援課】 グループホームを利用する知的しょうがいのある人の家賃助成を実施し、地域の中での生活を支援</p> <p>◆民間住宅入居支援【福祉総務課・しょうがいしゃ支援課】 福祉総合相談窓口と連携し、しょうがいのある人の民間住宅への入居支援を実施</p> |
| <p>A④</p> | <p>保健、医療に関する充実を支えます。</p> <p>◆精神保健福祉の連携会議の設置【しょうがいしゃ支援課】 精神しょうがいのある人の地域移行を推進する包括ケアシステムづくりのため、庁内関係部署、多摩立川保健所等関係機関による連絡会議を設置、開催</p> <p>◆医療的ケア児に関する連携会議の設置【しょうがいしゃ支援課】 医療的ケアを必要とするしょうがいのある子どもの個別支援に係る連携強化のため、関係事業所、多摩立川保健所との連携会議を設置、開催</p> <p>◆障害福祉サービス等の柔軟な活用による入院中の支援・退院後の地域生活を支援するサービスの実施【しょうがいしゃ支援課】 しょうがいのある人が入院している間の介護サービス利用について柔軟に対応していくとともに、退院後の地域生活を支援するサービス利用を調整</p> |
| <p>A⑤</p> | <p>防犯に関する支援を充実させます。</p> <p>◆くにたちメール等を活用した情報提供【市長室・しょうがいしゃ支援課】 しょうがいのある人への防犯情報提供の充実に向けて、くにたちメールを活用し、犯罪被害を防止</p> <p>◆各種制度に基づく金銭管理・書類管理の支援による被害防止【福祉総務課・しょうがいしゃ支援課】 国立市社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業等の金銭管理・書類管理の利用を支援し、犯罪被害を防止</p> <p>◆立川警察署との連携【しょうがいしゃ支援課】 立川警察署と連携し、講演会等を開催し、しょうがいのある人を犯罪から守るための啓発の実施</p> |
| <p>A⑥</p> | <p>しょうがいのある人とともに防災対策を進めます。</p> <p>◆防災訓練等へのしょうがいのある人の参加支援【防災安全課・しょうがいしゃ支援課】 市が実施する総合防災訓練や各地区の避難所運営委員会が実施する訓練へのしょうがいのある人の参加を支援するため、手話通訳配置やしょうがい団体による参加を支援</p> <p>◆避難行動要支援者名簿の更新・管理【防災安全課・福祉総務課・しょうがいしゃ支援課】 大規模災害の発災時のしょうがいのある人の避難行動を速やかに支援するため、避難行動要支援者名簿の更新・管理</p> <p>◆避難所のバリアフリー化の推進【防災安全課・しょうがいしゃ支援課】 しょうがいのある人などが、避難所での生活が困難にならないようバリアフリー化を推進</p> |

| |
|---|
| ◆福祉避難所の確保と福祉避難所運営訓練の実施【防災安全課・しょうがいしゃ支援課】 避難所での生活が困難なしょうがいのある人のための福祉避難所確保に引き続き取り組むとともに、福祉避難所運営訓練を実施 |
| ◆しょうがいのある人のいる世帯の家具転倒防止器具取付事業の検討・実施【防災安全課・しょうがいしゃ支援課】 しょうがいのある人のいる世帯の減災のため、家具転倒防止器具の取付事業について取り組み事例を検証し、実施 |
| ◆立川消防署との連携（防火診断の実施等）【防災安全課・しょうがいしゃ支援課】 立川消防署と連携し、防火や減災のために、しょうがいのある人のいる世帯の防火診断に協力 |

B しょうがいのある人が自ら選ぶ場所でみんないっしょに学び、働くことのできるまち・国立市を目指します。

B① インクルーシブ教育システムを進めます。

- ◆就学前の相談支援・情報提供や必要な制度の充実【子育て支援課・教育指導支援課・しょうがいしゃ支援課】
就学のための十分な相談が受けられよう情報提供を行うとともに、必要に応じて障害福祉サービスなどを柔軟に活用し支援
- ◆インクルーシブ教育推進に向けた教育の実施【教育指導支援課】
しょうがいのある子の就学のため、インクルーシブ教育推進に向けた教育の実施
- ◆学校施設のバリアフリー化【教育施設担当】
しょうがいのある子の就学のため、小・中学校の建て替え時のバリアフリー化を推進
- ◆職場体験の実施【しょうがいしゃ支援課】
教育機関と協働し、しょうがいのある子の社会参加に結びつく職場体験のプログラムづくりへの取り組み

B② しょうがいのある人の経済的な自立を支えます。

- ◆年金、手当、助成等の案内や手続き支援【福祉総務課・しょうがいしゃ支援課】
しょうがいの種別や等級に応じて対象となる年金、手当、助成等の制度を案内するとともに、手続きに必要な支援を実施
- ◆生活困窮者自立相談支援機関との連携【福祉総務課・しょうがいしゃ支援課】
生活困窮者自立相談支援機関である福祉総合相談窓口（ふくふく窓口）との連携を図り、しょうがいのある人の生活困窮状態を早期に把握し、支援を実施

B③ しょうがいのある人の雇用を促進させます。

◆ハローワーク立川との連携による職場開拓及び支援【しょうがいしゃ支援課】

市の就労支援センターとハローワーク立川との連携を図り、しょうがいのある人を雇用する事業所を開拓するとともに、しょうがいのある人の雇用に取り組む事業所を訪問などにより支援

◆就労移行支援、就労定着支援【しょうがいしゃ支援課】

障害福祉サービスである就労移行支援及び新たに働くしょうがいのある人を長期にわたって支援する就労定着支援へ取り組み

B④ しょうがいの特性に応じた就労を支えます。

◆就労支援事業による個別支援【しょうがいしゃ支援課】

市の就労支援センターと障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携を図り、しょうがいのある人それぞれの就労状況に応じた個別支援へ取り組み

B⑤ しょうがいのある人の福祉的就労を支えます。

◆日中活動系の障害福祉サービス事業所の支援及び連携強化【しょうがいしゃ支援課】

就労継続支援A型や就労継続支援B型の事業所のネットワークづくりのため連絡会等を開催し、情報交換の場を提供するとともに、共同受注などの支援を実施

◆障害者優先調達推進法に基づく官公需の拡大【総務課・しょうがいしゃ支援課】

障害者優先調達推進法について啓発を進めることにより、市や関係機関等からの発注可能な業務の拡大を促進

C 地域の中でしょうがいのある人があたりまえに出会い、関わり、育ちあい、誰もが共に生きていけるまち・国立市を目指します。

C① しょうがいのある人が移動しやすくなるよう、バリアフリーのまちづくりを進めます。

◆移動支援事業【しょうがいしゃ支援課】

地域生活支援事業のひとつとして移動支援事業を実施します。他市に先駆け、通学・通所を利用対象に拡充

◆しょうがいのある人が利用しやすくなるよう、公共交通機関への働きかけ【道路交通課・しょうがいしゃ支援課】

障害者差別解消法、あたりまえ条例にもとづき、公共交通機関へ合理的配慮の提供について働きかけを実施

◆リフトカー運行事業【しょうがいしゃ支援課】

リフトカー運行を民間事業者へ委託し、しょうがいのある人の移動を支援

◆リフト付タクシー運行事業【しょうがいしゃ支援課】

リフト付タクシーを運行する民間事業者を補助し、しょうがいのある人の移動を支援

| | |
|------------------|--|
| | <p>◆福祉タクシー券給付事業【しょうがいしゃ支援課】 心身にしょうがいのある人を対象に、福祉タクシー券を給付し、タクシー利用の一部助成をすることにより、移動を支援</p> <p>◆自動車ガソリン費助成事業【しょうがいしゃ支援課】 心身にしょうがいのある人のための自家用車運行に係るガソリン費の一部助成により、移動を支援</p> <p>◆身体しょうがいのある人の運転免許取得等支援【しょうがいしゃ支援課】 身体しょうがいのある人の運転免許取得費用の一部を助成し、移動を支援</p> <p>◆歩道の段差解消などの整備の推進【道路交通課・しょうがいしゃ支援課】 歩道の段差解消を推進し、車イスなどを使用するしょうがいのある人にとってのバリアを取り除き、移動しやすいまづくりを推進</p> |
| <p>C②</p> | <p>レクリエーション活動、文化活動を充実させます。</p> <p>◆地域活動支援センター事業【しょうがいしゃ支援課】 市内社会福祉法人2か所に委託し、しょうがいのある人の居場所や文化活動のプログラム提供を実施</p> <p>◆日中一時支援事業【しょうがいしゃ支援課】 市内社会福祉法人1か所に委託し、しょうがいのある人の居場所提供のため日中市場支援事業を実施</p> <p>◆しょうがいのある人に配慮した文化芸術活動、国際交流活動の実施【しょうがいしゃ支援課】 市内の障害福祉サービス事業所が取り組む芸術イベントや国際交流を目的とした行事などを支援</p> <p>◆市内障害福祉サービス事業所等による創作活動等支援【生涯学習課・しょうがいしゃ支援課】 市内の障害福祉サービス事業所のプログラムなどによる創作活動での作品や成果物の発表の場の確保を支援</p> |
| <p>C③</p> | <p>スポーツに親しむ環境整備を支えます。</p> <p>◆しょうがいのある人のスポーツ活動普及や振興支援【生涯学習課・しょうがいしゃ支援課】 東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催を契機のひとつとして、スポーツ活動の普及啓発のための機会を提供し、振興支援へ取り組み</p> <p>◆ふれあいスポーツのつどい支援を通じた地域交流促進【福祉総務課・しょうがいしゃ支援課】 しょうがいのある人もない人も地位の中での交流を促進するため、国立市社会福祉協議会が実行委員会を組織し取り組む「ふれあいスポーツのつどい」を支援</p> |

D 誰もが互いに思いや考えを伝えあい、わかり合うことのできるまち・国立市を目指します。

D① 誰もが情報サービスを受け取りやすく、また発信しやすいよう環境づくりを支えます。

◆市発行物の音訳・点訳・ルビふり・わかりやすい表現・読み取りやすいフォント採用の促進【市長室・中央図書館・しょうがいしゃ支援課】

しょうがいの特性に配慮し、情報サービスを受け取りやすい環境づくりを推進するため、市が発行するものの音訳・点訳・ルビふり・わかりやすい表現・読み取りやすいフォント採用などを促進

◆アクセシビリティ（つながりやすさ）の調査研究と職員研修等を通じた情報発信についての庁内共有【職員課・しょうがいしゃ支援課】

しょうがいのある人への情報提供について先進事例やモデル事業などの取り組みを調査研究するとともに、職員研修を通じて情報発信に関する庁内共有へ取り組み

◆しょうがいのある人の情報受発信支援【しょうがいしゃ支援課】

しょうがいのある人による情報発信や提供を受けることを支援

D② どのようなしょうがいがあっても、意思が伝えられるよう支援を充実させます。

◆コミュニケーション支援事業協議会の運営【しょうがいしゃ支援課】

聴覚にしょうがいのある人や手話通訳者、国立市社会福祉協議会や手話通訳派遣センター等と協議会を運営し、地域生活支援事業のひとつであるコミュニケーション支援事業を実施。また、さまざまなコミュニケーション支援事業の協議の場として機能するよう拡充を検討

◆手話講習会事業支援【福祉総務課・しょうがいしゃ支援課】

国立市社会福祉協議会が実施する手話講習会事業を補助し、手話通訳者の育成、聴覚にしょうがいのある人への理解を深める取り組みを支援

◆コミュニケーション支援ツールに関する研修等への職員派遣【しょうがいしゃ支援課】

しょうがいのある人の意思伝達の支援に活用できるツール（機器やソフトなど）の情報収集のため職員の研修派遣を行うとともに、端末機の活用についてモデル的に取り組み

D③ どのようなしょうがいがあっても、自らの意思を決定できるよう支援を充実させます。

◆地域福祉権利擁護事業利用支援【福祉総務課・しょうがいしゃ支援課】

精神しょうがいのある人や知的しょうがいのある人のため、国立市社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業の利用を支援

◆成年後見制度利用支援【福祉総務課・しょうがいしゃ支援課】

しょうがいのある人の財産保全などのため、必要に応じて成年後見制度の利用を支援。また、しょうがいのある人自身の意思決定が十分尊重されるよう補助、保佐、後見の類型に留意し支援

- ◆意思決定支援に関する調査研究のための検討会の設置【福祉総務課・しょうがいしゃ支援課】
しょうがいのある人の意思決定支援の仕組みづくりについて情報を収集するとともに、しょうがいのある人の参画を得て検討会を設置し、調査研究へ取り組み

E 福祉のまちづくりを進め、ソーシャルインクルージョン・みんないっしょのまち・国立市を目指します。

E① しょうがいのある人の権利を守り、虐待を防ぎます。

- ◆しょうがい者虐待防止センター【しょうがいしゃ支援課】
しょうがいしゃ虐待防止センターを一部委託のうえ 24 時間運営し、通報への対応が速やかに行うことができる体制を継続して実施
- ◆自立支援協議会当事者部会と権利擁護に関する調整委員会を基盤とした地域協議会設置【しょうがいしゃ支援課】
自立支援協議会当事者部会とあたりまえ条例に基づく権利擁護に関する調整委員会委員を中心に、障害者差別解消法に規定される地域協議会を設置し、権利擁護、虐待防止などを啓発

E② すべてのしょうがいへの理解を進め、しょうがいを理由とする差別をなくします。

- ◆障害者週間イベント開催【しょうがいしゃ支援課】
しょうがいのある人や関係機関、障害福祉サービス事業所の参画により実行委員会を組織し、12月3日～9日の障害者週間にあわせて、啓発イベントを開催
- ◆関連リーフレット類配布【しょうがいしゃ支援課】
国や都及び関係機関等が発行する、しょうがいのある人への理解を深めることを目的としたリーフレット類の配布
- ◆あたりまえ条例のわかりやすい版づくり支援【しょうがいしゃ支援課】
さまざまなしょうがいのある人にあたりまえ条例の内容を伝えることができるう、しょうがいのある人が参画した条例のわかりやすい版づくりへ取り組みを支援
- ◆学校と連携したソーシャルインクルージョンまち育てのプログラムづくりへの支援【市長室・教育指導支援課・福祉総務課・しょうがいしゃ支援課】
小・中学校と連携し、しょうがいのある人への理解を深めることができるプログラムづくりへの取り組みを、ソーシャルインクルージョンまち育てとして実施できるよう支援
- ◆申立案件への解決に向けた迅速な対応体制の確立【しょうがいしゃ支援課】
あたりまえ条例に基づき権利擁護に関する調整委員会を常設設置し、差別的取り扱いや合理的配慮の不提供などの申立に速やかに対応できる体制を整備

E③ 合理的配慮の徹底を進めます。

◆市役所職員向け研修の実施【職員課・しょうがいしゃ支援課】

障害者差別解消法に基づく職員対応要領を作成し、これをもとに職員向け研修を実施

◆民間事業所向け研修の実施【しょうがいしゃ支援課】

合理的配慮の提供をより強く推進していくため、障害者差別解消法やあたりまえ条例について民間事業所向けの研修を実施

◆ヘルプマーク及びヘルプカード活用の推進【しょうがいしゃ支援課】

自立支援協議会による取り組みのひとつとしてヘルプマーク活用型ヘルプカードケースを広く配布し、内部しょうがいのある人をはじめとしたしょうがいのある人への配慮の提供を啓発

◆しょうがいのある人の選挙等参政の機会での支援【選挙管理委員会事務局・しょうがいしゃ支援課】

選挙実施の際、しょうがいのある人の意思決定支援を十分に行い、合理的配慮をきめ細かく実施

◆本計画のわかりやすい版づくり支援【しょうがいしゃ支援課】

しょうがいのある人の参画による本計画のわかりやすい版づくりへの取り組みを支援

E④ しょうがいのある人が暮らしやすくなるよう、バリアフリーのまちづくりを進めます。

◆ウェブ等を活用した啓発【しょうがいしゃ支援課】

観光まちづくり協会の協力を得て、自立支援協議会が作成したバリアフリー情報のウェブ掲載を市内障害福祉サービス事業所へ引き継ぎ、情報管理・更新を支援

◆バリアフリー導入に向けた助成事業等の案内【しょうがいしゃ支援課】

バリアフリー導入に関して、民間財団の助成事業等の案内を行い、バリアフリー化を推進

◆適切なバリアフリー設備利用の推進【しょうがいしゃ支援課】

しょうがいのある人がバリアフリー設備利用の際に困ることがないように、適切な利用の推進を啓発

E⑤ しょうがいのある人を支える人材を確保し、育てていきます。

◆介護人材確保のための地域密着型相談会開催【福祉総務課・しょうがいしゃ支援課】

社会福祉協議会、東京都福祉人材センターと連携し、介護人材等を募集する地域密着型就職相談会の開催へ取り組み

◆介護業務従事者のスキルアップのための研修等の実施【福祉総務課・しょうがいしゃ支援課】

社会福祉協議会による介護業務従事者の資質や介護技術の向上を目的とした研修実施を補助し、介護人材の確保への取り組みを支援

E⑥ ネットワークづくりを進めます。

◆相談支援事業所・日中活動系事業所等の連携会議の推進【しょうがいしゃ支援課】

相談支援事業所や日中活動系事業所の情報交換、協働体制づくりのため、連携会議を開催

| | |
|----|---|
| | <p>◆当事者参画をすすめた自立支援協議会の運営と協議会によるネットワークづくり推進【しょうがいしゃ支援課】</p> <p>自立支援協議会を常設設置し、しょうがいのある人の参画を得て、全体会、専門部会を運営するとともに、協議会を基盤としたネットワークづくりを推進</p> <p>◆しょうがいのある人を支援するボランティア活動者のネットワークづくり支援【福祉総務課・しょうがいしゃ支援課】</p> <p>社会福祉協議会の国立市ボランティアセンターと協働し、ボランティア活動者のネットワークづくりを支援</p> |
| E⑦ | <p>新たな取り組みについて調査や研究を進めます。</p> <p>◆本計画期間中の新たな調査研究を要する取り組みへの柔軟な対応【しょうがいしゃ支援課】</p> <p>しょうがいのある人の関わる新たな取り組み課題や、本計画の根拠となる内閣府の障害者計画の改定などに柔軟に対応し、しょうがいのある人の参画を得た調査研究へ実施</p> |

11. 【資料】しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言

しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言

国立市では、これまで、平和を願い、人権を大切にする市民一人ひとりが、しょうがいしゃの「地域で暮らしたい」という思いと向きあってきました。それは、しょうがいのある人もない人も、自分の選んだ地域で、自分らしい生き方を実現できるよう、お互いに理解し、共感しあい、支えあい、関わってきた歴史であり、私たち市民の貴重な財産です。

私たち国立市民は、これからも学ぶ、遊ぶ、働く、住まう、憩うなど、暮らしのあらゆる面にわたって、共に出会い、育み合える差別のないまちでありつづけるために、ここに「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち」を宣言します。

2005年4月

国立市

12.【資料】国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための 「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例

国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための 「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例

平成 27 年 9 月 29 日条例第 28 号

改正 平成 27 年 12 月 25 日条例第 44 号

私たちのまち国立市には、2005 年全国に先駆けて制定された「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」があり、そこには、「国立市では、これまで、平和を願い、人権を大切に作る市民一人ひとりが、しょうがいしゃの「地域で暮らしたい」という思いと向きあってきました。それは、しょうがいのある人もない人も、自分の選んだ地域で、自分らしい生き方を実現できるよう、お互いに理解し、共感しあい、支えあい、関わってきた歴史であり、私たち市民の貴重な財産です。私たち国立市民は、これからも学ぶ、遊ぶ、働く、住まう、憩うなど、暮らしのあらゆる面にわたって、共に出会い、育み合える差別のないまちでありつづけるために、ここに「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち」を宣言します。」とあります。

しかしながら、しょうがいしゃは、教育、医療、住居、移動、就労、生活環境、防災、情報等、社会生活における様々な面で、しょうがいに対する誤解や偏見により不利益な取扱いを受けたり、配慮が不足したりすることにより、地域での安心した生活が妨げられている状況があります。加えて、しょうがいしゃに対する性別、年齢、民族等を理由とする複合的な差別も多く存在し、地域におけるあたりまえの生活を妨げています。しょうがいしゃの社会参加を進め、誤解や偏見等を無くす取組や各機関のつながりが必要です。

この条例は、しょうがいしゃの権利を認め差別を無くす方法や、万一、しょうがいしゃの権利が無視されたとき等には、当事者同士の話し合い等によって、お互いに理解し合える仕組みを示しています。

これからも「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の思いを継続させ、集う、学ぶ、遊ぶ、働く、住まう、憩うなど、暮らしのあらゆる面にわたって、しょうがいのある人もない人も共に出会い、育み合える差別のないまちであり続けるために、全ての市民が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重視され、相互に人格と個性を尊重し合い、誰もがあたりまえに安心して安全に暮らせるまちを目指して、この条例を制定します。

しょうがいしゃが暮らしやすいまちは、誰もが暮らしやすいまちになります。そして、国立市に住まい、集う全ての市民は、この条例の理念を尊重して、誰もがあたりまえに暮らすまちを、ともに創っていきます。

(目的)

第1条 この条例は、しょうがいしゃに対する市民及び事業者の理解を深め、及びしょうがいしゃに対する差別を無くすための取組について、基本となる理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、並びにしょうがいしゃへの差別を無くすための取組に係る施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的に推進することにより、現在及び将来にわたって、しょうがいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) しょうがいしゃ 身体障害、知的障害、精神障害、高次脳機能障害、発達障害、難病その他の心身の機能のしょうがい（以下「しょうがい」という。）がある者であって、しょうがい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- (2) 社会的障壁 しょうがいしゃにとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 差別 しょうがいを理由として、しょうがいのない人との間で不当な差別的扱^{あつか}いをすることにより、しょうがいしゃの権利を侵害すること又は社会的障壁の除去の実施について合理的配慮をしないことをいう。
- (4) 合理的配慮 しょうがいしゃが、しょうがいのない人と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、日常生活又は社会生活を営むために、しょうがいしゃ又はその関係者（しょうがいしゃの家族を含む。以下同じ。）の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。

（基本理念）

第3条 障害者の権利に関する条約の作成過程で尊重された「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」という考え方の下、全てしょうがいしゃは、しょうがいを理由として差別を受けず、自分の選んだ地域で、自分らしい生き方を実現できるよう、集う、学ぶ、遊ぶ、働く、住まう、憩うなど暮らしのあらゆる面にわたって、参加する権利を有する。

2 全てしょうがいしゃは、しょうがいのある女性がしょうがい及び性別による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合等、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされなければならない。

3 しょうがいしゃに対する差別を無くすための取組は、差別の多くがしょうがいしゃに対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、しょうがい及びしょうがいしゃに対する理解を広げる取組と一体のものとして行われなければならない。

4 しょうがいしゃに対する差別を無くすための取組は、様々な立場の市民がそれぞれの立場を理解し、共感し、支え合い、関わり合い、及び相互に協力して行い、並びにこれを将来の世代に継承していかなければならない。

5 しょうがいは、個人の心身の機能の状態から直接的に生じるものではなく、その状態と社会的障壁との相互作用によって生じるものであることを踏まえて、しょうがいしゃに対して合理的配慮が行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、しょうがい及びしょうがいしゃに対する理解を広げ、差別を無くすための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、しょうがい及びしょうがいしゃに対する理解を深め、市が実施する差別を無くすための施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(差別の禁止等)

第6条 何人も、しょうがいしゃに対し、差別をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としているしょうがいしゃが現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによってしょうがいしゃの権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要な合理的配慮がなされなければならない。

(合理的配慮)

第7条 市、市民及び事業者は、次に掲げる場合には、前条第2項の規定を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について必要な合理的配慮をするよう努めるものとする。

- (1)教育を行うとき。
- (2)不特定多数の者が利用する施設又は公共交通サービスを提供するとき。
- (3)労働者を募集し、並びに採用及び労働条件を決定するとき。
- (4)不動産の取引を行うとき。
- (5)商品を販売し、又はサービスを提供するとき。
- (6)コミュニケーションを図るとき及び不特定多数の者に情報を提供するとき。
- (7)医療又はリハビリテーションを提供するとき。
- (8)前各号に掲げる場合のほか、しょうがいしゃの生活に相当な制限を与えているとき。

(相互理解の促進)

第8条 市は、市民及び事業者がしょうがいに対する理解を深めるよう啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、しょうがいしゃに対する支援を適切に行うため、全ての職員が合理的配慮の必要性を理解するよう必要な施策を講ずるものとする。

(差別に関する相談)

第9条 しょうがいしゃ及びその関係者は、しょうがいしゃへの差別に該当すると思われる事案（以下「対象事案」という。）について、市に相談することができる。

- 2 市は、前項の規定による相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)事実の確認及び調査
- (2)必要な助言及び情報提供
- (3)対象事案に関係する者の間の調整
- (4)関係行政機関への紹介

- 3 市は、しょうがいしゃの相談支援を行う事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に規定する事業を市からの委託により行う事業所をいう。）に、前項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

(助言又はあっせんの申立て)

第 10 条 しょうがいしゃは、対象事案があるときは、市長に対し、当該対象事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うよう申し立てることができる。

2 しょうがいしゃの関係者は、前項の規定による申立てをすることができる。ただし、当該しょうがいしゃの意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前2項の規定による申立ては、その対象事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。

- (1)行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるとき。
- (2)申立ての原因となる事実のあった日(継続する行為にあっては、その行為の終了した日)から3年を経過しているとき(3年を経過するときまでに申立てをしなかったことにつきやむを得ない理由があるときを除く。)
- (3)現に犯罪の捜査の対象となっているとき。

(事実の調査)

第 11 条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申立てがあったときは、対象事案の事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(助言又はあっせん)

第 12 条 市長は、前条の調査の結果、必要があると認めるときは、国立市しょうがいしゃの権利擁護に関する調整委員会(第15条に規定する国立市しょうがいしゃの権利擁護に関する調整委員会をいう。以下この条において同じ。)に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について諮問するものとする。

2 国立市しょうがいしゃの権利擁護に関する調整委員会は、前項の助言又はあっせんを行うことの適否を判断するために必要があると認めるときは、当該対象事案に係る者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、国立市しょうがいしゃの権利擁護に関する調整委員会の答申に基づき助言又はあっせんを行うことが適当であると判断したときは、当該申立てに係る対象事案において差別を行ったと認められる者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

(勧告)

第13条 市長は、前条第3項の助言又はあっせんを行った場合において、当該申立てに係る対象事案において差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

(公表)

第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に対し意見を述べる機会を与えなければならない。

(国立市しょうがいしゃの権利擁護に関する調整委員会)

第15条 対象事案に対して助言又はあっせんを行うことの適否について審議するため、市長の附属機関として、国立市しょうがいしゃの権利擁護に関する調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、当該対象事案について調査及び審議を行い、その結果を答申する。

3 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

- 4 委員会の委員は、しょうがいしゃの権利の擁護に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、しょうがいしゃに係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年11月国立市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中第68号を第69号とし、第45号から第67号までを1号ずつ繰り下げ、第44号の次に次の1号を加える。

(45) しょうがいしゃの権利擁護に関する調整委員会委員

第4条中「第2条第15号から第65号まで」を「第2条第15号から第66号まで」に改める。

第5条第1項中「第2条第66号から第68号まで」を「第2条第67号から第69号まで」に改める。

別表第2中

| | | | | |
|---|----------------|----|----------|---|
| 「 | 障害支援区分等認定審査会委員 | // | 23,000 円 | 」 |
|---|----------------|----|----------|---|

を

| | | | | |
|---|-------------------------|----|----------|---|
| 「 | 障害支援区分等認定審査会委員 | // | 23,000 円 | 」 |
| | しょうがいしゃの権利擁護に関する調整委員会委員 | // | 9,100 円 | |

に改める。

付 則（平成 27 年 12 月 25 日条例第 44 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

13.【資料】国立市しょうがいしゃ計画策定委員会条例

国立市しょうがいしゃ計画策定委員会条例

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき国立市におけるしょうがい者及びしょうがい児（以下「しょうがいしゃ」という。）のための施策に関する基本的な計画として国立市しょうがいしゃ計画を策定するため、国立市しょうがいしゃ計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長からの諮問に依りて、国立市しょうがいしゃ計画の策定に関する事項について調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) しょうがいしゃ又はその関係者 4人以内
(2) 学識経験のある者 2人以内
(3) 社会福祉法人の役員又は職員 2人以内
(4) 民生委員 1人以内
(5) 市民 1人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第2条の規定による答申のあった日をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
3 委員長は、委員会を代表し、会務を主宰する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
3 委員会は、必要に依りて行政機関の関係者又は学識経験者等の出席を求め、

意見を聴くことができる。

(支援者の同席)

第 7 条 委員長は、委員がしょうがいしゃである場合において、当該委員のしょうがいの特性により必要があると認めるときは、当該委員の介助、発言の補助その他必要な支援を行う支援者を会議に同席させることができる。

2 市長は、前項に規定する支援者が会議に同席したときには、当該支援者に対して謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会に関する庶務は、健康福祉部しょうがいしゃ支援課において行う。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 49 年 11 月 国立市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 70 号を第 71 号とし、第 47 号から第 69 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 46 号の次に次の 1 号を加える。

(47) しょうがいしゃ計画策定委員会委員

第 4 条中「第 2 条第 15 号から第 67 号まで」を「第 2 条第 15 号から第 68 号まで」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 2 条第 68 号から第 70 号まで」を「第 2 条第 69 号から第 71 号まで」に改める。

別表第 2 中

「

| | | |
|-------------------------|---|---------|
| しょうがいしゃの権利擁護に関する調整委員会委員 | 〃 | 9,100 円 |
|-------------------------|---|---------|

」

を

「

| | | |
|-------------------------|---|---------|
| しょうがいしゃの権利擁護に関する調整委員会委員 | 〃 | 9,100 円 |
| しょうがいしゃ計画策定委員会委員 | 〃 | 9,100 円 |

に改める。」

14.【資料】国立市しょうがいしゃ計画策定委員会委員名簿

国立市しょうがいしゃ計画策定委員会 委員名簿 任期（委嘱の日から答申の日まで）

| No. | 区分・委員数 | 委員氏名 | 所属先・推薦団体等 | 備考 |
|-----|-------------------|-------|---------------------------------|-----------------|
| 1 | しょうがいしゃ又はその関係者・4人 | 三井絹子 | 国立市しょうがいしゃ団体等協議会 | |
| 2 | | 高橋今希子 | 国立市聴覚障害者協会 | |
| 3 | | 小林孝至 | 国立市手をつなぐ親の会 | |
| 4 | | 中山 怜 | 太陽と昴の会 | |
| 5 | 学識経験のある者・2人 | 綿 祐二 | 日本福祉大学 | 委員長 |
| 6 | | 丸山 晃 | 東洋大学 | 地域福祉計画策定委員会委員兼任 |
| 7 | 社会福祉法人の役員又は職員・2人 | 本多公恵 | 社会福祉法人滝乃川学園 | 地域福祉計画策定委員会委員兼任 |
| 8 | | 金子健太郎 | 社会福祉法人国立市社会福祉協議会 | |
| 9 | 民生委員・1人 | 國本哲三 | 国立市民生委員・児童委員協議会 | |
| 10 | 市民・1人 | 平 典人 | 公募による | 副委員長 |
| ※ | オブザーバー | 井上晴菜 | もっとわかりやすい計画委員会 地域福祉計画策定委員会委員 | |

15.【資料】国立市しょうがいしゃ計画策定委員会検討経過

| 年 月 日 | 実施事項 | 実 施 内 容 |
|------------------------|-------------------------|---|
| 29年2月10日(金) | 第1回委員会 (諮問) | <ul style="list-style-type: none"> ・市長より委員 10名に委嘱状を交付 ・互選により、綿祐二委員を委員長に、平典人委員を副委員長に選任 ・市長より諮問 ・委員会の進め方、国立市しょうがいしゃ計画の位置づけ、背景趣旨・計画期間・視点等①について |
| 29年2月14日(火) | ※第1回地域福祉計画策定委員会(兼任委員出席) | |
| 29年3月24日(金) | 第2回委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・国立市しょうがいしゃ計画の位置づけ、背景趣旨 ・計画期間・視点等②、関連計画におけるしょうがい福祉施策、国立市地域保健福祉施策推進協議会答申について |
| 29年3月27日(月) | ※第2回地域福祉計画策定委員会(兼任委員出席) | |
| 29年4月21日(金) | 第3回委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・国立市におけるしょうがいのある方に関する統計データ等 ・国立市しょうがいしゃ計画策定等に係る実態等調査の集計結果について |
| 29年5月22日(月) | ※第3回地域福祉計画策定委員会(兼任委員出席) | |
| 29年6月19日(月) | 第4回委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念案、施策目標案、施策目標ごとの取り組み項目案について |
| 29年7月28日(金) | ※第4回地域福祉計画策定委員会(兼任委員出席) | |
| 29年8月31日 (木) | 第5回委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・第二次案、施策目標ごとの取り組み項目に関する基本施策案について |
| 29年9月26日(火) | ※第5回地域福祉計画策定委員会(兼任委員出席) | |
| 29年10月10日(火) | 第6回委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・中間答申の取りまとめ |
| 29年11月13日(月) | ※第6回地域福祉計画策定委員会(兼任委員出席) | |
| 29年12月4日(月) ～25日(月) | パブリックコメント募集 | 市役所、北プラザ、南プラザ、公民館に計画素案の閲覧場所を設営。また、市ホームページに掲載。 |
| 29年12月8日(金) ・10日(日) | 市民との意見交換会 | 北プラザ、南プラザ、市役所にて3回開催。 |
| 29年12月14日(木) | 議会報告 | 中間答申を受け、計画(素案)を作成し、国立市議会福祉保険委員会に報告 |
| 30年1月22日(月) | | ※降雪のため、委員会延期。 |
| 30年2月5日(月) | ※第7回地域福祉計画策定委員会(兼任委員出席) | |
| 30年2月14日(水) | 第7回委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント募集、市民との意見交換会の内容等について ・最終答申の取りまとめ |
| | 答申 | 市長へ答申 |

16.【資料】用語の解説（一部）

★【私たちのことを私たち抜きに決めないで（Nothing About Us,Without Us）】

平成 26 年（2014 年）1 月、日本で障害者権利条約が批准されました。この言葉は日本のしょうがいのある人はもとより、世界中のしょうがいのある人が権利条約を作るために使ってきたスローガンです。意味は言葉の通り、しょうがいのある自分たちを抜きにして、自分たちの事を勝手に決めないでということ。しょうがいのある人が参画し、しょうがいのある人に関わる取り組みを決定していくという考え方です。

★【当事者参画】

しょうがいのある人や課題の中心当事者となる人が、その問題に関する話し合いや、政策、計画策定の会議等に委員として加わること。

★【ソーシャルインクルージョン】

社会の中で共に生きるという理念です。「社会的包摂」「社会的包容力」などと訳され、しょうがいのある人が排除されない社会にすること。

★【インクルーシブ教育】

どの子ども同じ場で一緒に学ぶことが出来る教育のことです。しょうがいの有無によらず、すべての子どもの困難や課題が考慮され、必要な支援が行われます。

★【地域生活支援拠点】

施設入所や長期入院から地域生活への移行や、いわゆる「親亡き後」のしょうがいのある人の地域での生活を支えるための、居住支援、地域支援を一体的に提供する仕組みとして平成 32 年度（2020 年度）末までに市区町村ごとに少なくとも 1 ヶ所ずつ整備することとされています。相談支援、短期入所、共同生活援助、日中活動系サービスとの連携を、多機能拠点整備型あるいは面的整備型で進めていくとしています。

★【相談支援事業所】

しょうがいのある人からの相談に対応し、障害福祉サービスなどに関する情報提供、利用支援などを行う事業所です。平成 28 年度（2016 年度）時点で国立市内には一般相談支援事業所が 3ヶ所、特定相談支援事業所が 8ヶ所あります。

★【医療的ケア】

家族や看護師、研修等を受けたヘルパーが、日常的に行っている経管栄養の注入やたん吸引などの行為を指し、医師による治療行為と区別しています。

★【避難行動要支援者】

大規模な災害発生時などに際して、避難行動に支援を必要とするしょうがいのある人や高齢者、乳幼児などを指します。

★【福祉避難所】

大規模な災害発生のため自宅での生活が困難な方が一時的に生活する場所が避難所となります。福祉避難所は、そういった際にしょうがいのある人や高齢者、乳幼児など、特に配慮を必要とする人のための避難所となります。

〈国立市の福祉避難所〉

福祉施設 11ヶ所（滝乃川学園、わかばの家、棕櫚亭Ⅰ、ピアス、高齢者施設 7か所）

桐朋学園

中央郵政研修センター

★【移動支援事業】

移動が困難なしょうがいのある人のために、ヘルパー派遣などにより社会参加に必要な支援等を行うものです。

★【コミュニケーション支援事業】

コミュニケーション、意思の疎通などに支援を必要とするしょうがいのある人のため、手話通訳者や要約筆記者などの派遣あるいは養成をする事業です。また、近年では、知的しょうがいや発達しょうがいの人のコミュニケーション支援、重度身体しょうがいしゃの人のコミュニケーションボードや要約筆記の活用など、多様な支援が必要になってきています。

★【合理的配慮】

しょうがいのある人に対して必要な環境整備や、しょうがいしゃの特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のこと。

★【地域福祉権利擁護事業】

判断能力が十分でないため日常生活に支援を必要とする知的しょうがい、精神しょうがいのある人や認知症の高齢者のため、契約に基づいて福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、重要な書類の預かりなどのサービスを提供するものです。都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、市区町村社会福祉協議会が委託を受けて相談窓口となって運営し、支援しています。

〈こんなとき等にご利用下さい〉福祉サービスを利用したいけど、手続きがわからない
福祉サービス利用料、公共料金、家賃等の支払いができない
通帳や土地の権利書等の重要な書類の保管が心配である

★【成年後見制度】

判断能力の不十分な知的しょうがい、精神しょうがいのある人や認知症高齢者の財産管理や契約等を選任された成年後見人が本人に代わって手続きなどを行う制度です。

★【市民後見人】

家族や、弁護士、司法書士などの専門職ではない、地域の住民の中から選任された成年後見人のこと。市民後見人には必ず成年後見監督人が選任されます。

★【意思決定支援】

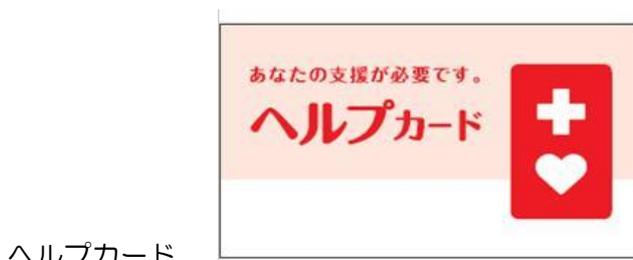
知的しょうがいのある人等で、自己の意思を表明することが難しい人のために、本人の意思を決定することを支援すること。決定するために必要な情報を理解しやすいように伝えたり、本人が伝えられる環境や状況を整え、支援します。

★【自立支援協議会】

しょうがいのある人やその家族、障害福祉サービスを提供している事業所等、いろいろな人たちが参加し連携しながら、しょうがいのある人もない人も一緒に生活していくためのしくみを協議する場。国立市の自立支援協議会では、全体会を1つ、専門部会を4つ設置し、全体会は、しょうがいしゃ支援課が、専門部会は市内4つの相談支援事業所が事務局を務めています。

★【ヘルプマーク・カード】

日常生活の中で、外見にはわかりにくい援助や配慮を必要としている人が、周囲にそれを知らせるためのマークやカードです。



★【バリアフリー】

しょうがいのある人や高齢者はもちろん、全ての人が、生活していくうえでの道路や建物等のバリアや気持ちのバリアに対し、それぞれの困り事に応じ、1つずつ取り除き暮らしやすくしていくことです。

★【しょうがい者虐待防止センター】

しょうがいのある人への虐待の通報や相談を受付ける場です。しょうがいのある人の尊厳と権利を守るため、養護者（しょうがいしゃを養護する方）の負担軽減も含め、しょうがいしゃ虐待の予防、防止や虐待を受けたしょうがいのある人を保護し、自立を支援するための事業も行っています。国立市ではしょうがいしゃ支援課相談支援係に設置しています。

★【就労支援センター】

しょうがいのある人の就職活動や、働くために必要な訓練などの支援、また、働くしょうがいのある人の支援を行うとともに、企業に対して、しょうがいのある人の雇用を働きかけ、総合的に就労を支援するセンター。国立市ではしょうがいしゃ支援課相談支援係に設置しています。

★【公共交通】

たくさんの人が移動のために利用する交通手段。電車やバスなど。

★【福祉交通】

高齢者やしょうがいのある人、妊産婦など移動に制約がある方のための交通手段を福祉交通と呼びます。

★【児童発達支援センター】

児童発達支援は、しょうがいのある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育を提供する通所サービス。児童発達支援センターは、上記に加え、保育所等訪問支援などのサービス提供を行い、地域の中でしょうがいのある子どもを支援する拠点となるセンター。

国立市しょうがいしゃ計画

しょうがいのある人があたりまえに暮らすまちにするための
市民誰もがあたりまえに暮らすまち・国立市の実現

平成 30 年（2018 年）2 月

編集・発行 国立市健康福祉部しょうがいしゃ支援課
〒186-8501
東京都国立市富士見台 2 丁目 47 番地の 1
電 話 042-576-2111（代表）
ファクス 042-573-1102（直通）
メー ル sec_shogaishien@city.kunitachi.lg.jp